

令和元年 第2回定例会

予算決算常任委員会記録（第2号）

令和元年9月18日（水曜日）

午前10時00分 開議
午後 4時53分 散会

○出席委員（27名）

| | | | | | | | |
|-----|-----|-------|----|------|-----|-------|----|
| 委員長 | 24番 | 工藤光志 | 委員 | 副委員長 | 12番 | 尾崎寿一 | 委員 |
| | 1番 | 竹内博之 | 委員 | | 2番 | 成田大介 | 委員 |
| | 3番 | 坂本崇 | 委員 | | 4番 | 齋藤豪 | 委員 |
| | 5番 | 福士文敏 | 委員 | | 6番 | 蛭名正樹 | 委員 |
| | 7番 | 石山敬 | 委員 | | 8番 | 木村隆洋 | 委員 |
| | 9番 | 千葉浩規 | 委員 | | 10番 | 野村太郎 | 委員 |
| | 13番 | 蒔苗博英 | 委員 | | 14番 | 松橋武史 | 委員 |
| | 15番 | 今泉昌一 | 委員 | | 16番 | 小田桐慶二 | 委員 |
| | 17番 | 鶴ヶ谷慶市 | 委員 | | 18番 | 石岡千鶴子 | 委員 |
| | 19番 | 一戸兼一 | 委員 | | 20番 | 石田久 | 委員 |
| | 21番 | 三上秋雄 | 委員 | | 22番 | 佐藤哲 | 委員 |
| | 23番 | 越明男 | 委員 | | 25番 | 清野一榮 | 委員 |
| | 26番 | 田中元 | 委員 | | 27番 | 宮本隆志 | 委員 |
| | 28番 | 下山文雄 | 委員 | | | | |

○欠席委員（1名）

11番 外崎勝康 委員

○出席理事者

| | | | |
|----------|------|-----------|------|
| 企画部長 | 清藤憲衛 | 財務部長 | 須郷雅憲 |
| 市民生活部長 | 三浦直美 | 福祉部長 | 番場邦夫 |
| 健康こども部長 | 外川吉彦 | 農林部長 | 本宮裕貴 |
| 商工部長 | 秋元哲 | 観光部長 | 岩崎隆 |
| 都市整備部長 | 野呂忠久 | 上下水道部長 | 坂田一幸 |
| 市立病院事務局長 | 澤田哲也 | 農業委員会事務局長 | 菅野昌子 |
| 企画課長 | 澁谷明伸 | 広聴広報課長 | 石澤淳一 |
| 財政課長 | 岩崎文彦 | 管財課長 | 工藤浩 |

| | | | |
|------------|-------|------------|-------|
| 市民協働課長 | 高谷由美子 | 環境課長 | 森岡欽吾 |
| 環境課長補佐 | 福士智広 | 環境課主幹 | 山内浩弥 |
| 環境課環境保全係長 | 木村隆之 | 福祉総務課長 | 秋田美織 |
| 障がい福祉課長 | 佐藤真紀 | 障がい福祉課主幹 | 佐藤龍太 |
| 生活福祉課長 | 三上誠 | 生活福祉課長補佐 | 工藤信康 |
| 介護福祉課長 | 工藤繁志 | こども家庭課長 | 佐々木隆史 |
| こども家庭課長補佐 | 川田哲也 | こども家庭課保育係長 | 佐藤洋佑 |
| 国保年金課長 | 田中知巳 | 健康増進課長 | 一戸ひとみ |
| 健康増進課参事 | 熊谷幸一 | 健康増進課長補佐 | 佐藤美加 |
| 健康増進課長補佐 | 村元広美 | 健康増進課主幹 | 澤居吏香子 |
| 健康増進課主幹 | 渋谷輝之 | 地域医療推進室長 | 佐伯尚幸 |
| 農政課長 | 齊藤隆之 | りんご課長 | 吉田秀樹 |
| 農村整備課長 | 八嶋範行 | 商工労政課長 | 野呂智子 |
| 産業育成課長 | 丸岡和明 | 観光課長 | 粟嶋博美 |
| 観光課長補佐 | 土岐康之 | 観光課総括主幹 | 佐藤大介 |
| 国際広域観光課長 | 石井啓之 | 公園緑地課長 | 神雅昭 |
| 岩木総合支所長 | 戸沢春次 | 岩木総合支所民生課長 | 村上聡 |
| 相馬総合支所長 | 田中稔 | 相馬総合支所民生課長 | 木村洋子 |
| 上下水道部総務課長 | 高橋秀男 | 市立病院総務課長 | 堀子義人 |
| 農業委員会事務局次長 | 三上勇造 | | |

○出席事務局職員

| | | | |
|------|------|------|------|
| 事務局長 | 高橋晋二 | 次長 | 菊池浩行 |
| 議事係長 | 蝦名良平 | 統括主査 | 成田敏教 |
| 主事 | 工藤健司 | 主事 | 附田準悦 |
| 主事 | 成田崇伸 | | |

午前10時00分 開議

◎委員長（工藤 光志委員） これより、予算決算常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は27名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

委員及び理事者に申し上げます。暑いときは上着を脱いで結構ですので、よろしく申し上げます。

昨日に引き続き、議案第23号平成30年度弘前市一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査に供します。

3款民生費に対する質疑を続行いたします。まず、日本共産党。

◎9番（千葉 浩規委員） おはようございます。よろしく申し上げます。

3款は、二つ質疑させていただきますのでよろしく申し上げます。

最初は、3款1項2目の説明書61ページ、地域活動支援センター事業業務委託料についてです。

弘前市が行った市内にある障がい福祉サービス事業所等を調査対象としたアンケートの結果として、施設・事業所を運営する上で課題となっていることの原因として最も多いのは、人材が確保できないが38%、次いで収入が少ないが25%と続いているとしておりました。

また、事業所からの意見として次のような内容が掲載されておりました。地域生活支援事業における相談支援事業や地域活動支援センター事業、基礎的事業とI型を実施していますが、委託費は平成18年度からほぼ変わっていない状況が続いています。業務量、仕事量は多くなっていますが、職員になかなか報いることができません。相談支援専門員、精神保健福祉士等を配置することになっています。これらの職員を安定して雇用し続けるために、委託費の増額を要望しますというふうな内容が掲載されておりました。

そこで質疑ですけれども、この地域活動支援センター事業業務委託費の財源と委託費の額を積算する根拠について、まず答弁をお願いします。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） それでは、地域活動支援センター事業の委託費の財源をお話いたします。

財源については、国と県からの補助金と市の一般財源となっております。補助金の名称は地域生活支援事業費補助金で、補助率は国が事業費の2分の1、県が4分の1、市の負担割合は4分の1となっております。

次に、積算の根拠ですが、地域活動支援センターは、障害者総合支援法に規定する地域活動支援事業であり、人員配置基準が定められておりますので、定められた人数の人件費と、需用費として光熱水費や消耗品などの諸経費を見込んでおりますが、事業当初に事業所からの見積もり等を参

考にして積算したものであります。

◎9番（千葉 浩規委員） 平成30年度の委託料が前年と比較して716万円ほど減額となっていましたけれども、その理由について答弁をお願いします。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 平成30年度の決算額が減額となっている理由を述べます。

地域活動支援センターは、5法人に業務委託して実施しておりましたが、そのうちの1法人が実施基準である専門職員、精神保健福祉士の配置が困難となり、利用者が必要なサービスが継続的に提供されるように利用者の意向確認をした上でほかの事業所へ引き継ぐなどした後、利用者の不利益とならないように配慮して、平成30年8月31日に事業廃止となったため、年度途中で契約解除になったことにより減額になったものであります。

◎9番（千葉 浩規委員） 先ほどのアンケートの結果で、人員が確保できないが38%、次いで収入が少ないということで25%が経営上の困難であるということが掲載されていたのですけれども、本当にその結果がストレートにあらわれたのかなというふうに思います。

また、人員を確保する上でも、やっぱり事業所の収入をふやすということが今本当に必要なのではないのかなというふうに思うわけです。

それで、平成18年から委託料が変わっていないというふうな意見があったわけですが、この間、消費税が5%から8%にアップしたときもあったかと思うわけです。そのときに、この委託料についてはどのような対応をしたのか、答弁をお願いします。

◎障がい福祉課長（佐藤 真紀） 消費税が5%から8%になったときの委託費に関してお答えいたします。

人件費については、厚生労働省で毎年7月に実施している毎月勤労統計調査特別調査の結果にお

いて、青森県の医療・福祉職の平均定期給与額を予算額が上回っていることから、据え置きとしておりました。

また、消費税が影響すると思われる需用費につきましては、前年度の実績額が予算額を下回っていることから、増税分も賄える見込みであるため、据え置きとしておりました。

◎9番(千葉 浩規委員) 消費税が5%から8%になって確実に物価は上がっていますし、その分人件費も、職員が安定的に働くということでは、やっぱり増税分を考慮したアップということが必要かなと思うのです。

今回、消費税が来月から10%にアップされるというふうな経過もありますので、施設運営も相当厳しくなっていると思いますので、委託費について増額を検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、二つ目の質疑です。

同じく3款1項2目の説明書63ページ、就労継続支援扶助費についてです。

2018年から報酬改定が行われたというふうに向っているのですが、その内容について答弁をお願いします。

◎障がい福祉課長(佐藤 真紀) 2018年度の改定内容についてお答えいたします。

就労継続支援にはA型とB型がありますが、A型は雇用契約を締結し最低賃金を支払う障がい福祉サービスであることから、労働時間が長いほど利用者の賃金増加につながることや、労働時間が長いほど利用者に対する事業所としての支援コストがかかることから、これまでは利用人数が20人以下などの定員規模別の設定のみでしたが、定員規模別に加えて、利用者の1日当たりの平均労働時間に応じた2時間未満から7時間以上まで7段階の段階に応じた高い報酬設定となりました。

B型は、工賃が高いほど自立した地域生活につ

ながることや生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、これまでの定員規模別の設定に加え、事業所が障がい者に支払う平均工賃月額に応じた5,000円未満から4万5000円以上まで7段階の段階に応じた高い報酬設定となりました。

◎9番(千葉 浩規委員) それで、2018年から報酬改定があったわけですがけれども、当市での影響というのはどのようにあらわれているのでしょうか、答弁をお願いします。

◎障がい福祉課長(佐藤 真紀) 当市への影響ですが、報酬は利用している障がい者のニーズに応じて事業所に支払われますが、その報酬は利用者の賃金や工賃に使ってはいけないことと規定されておりますので、障がい者に支払う賃金や工賃は、仕事がなければ工賃を払うのが厳しくなり払えなくなるということにつながります。市内の就労継続支援事業所で閉鎖したところがないことから、影響はないものと認識しております。

◎9番(千葉 浩規委員) 就労支援のB型については、事業者が利用者に支払う工賃が高いほど報酬が高くなる仕組みになったということなのですが、工賃が多く支払われるように当市としてはどのような取り組みを行っているのか、答弁をお願いします。

◎障がい福祉課長(佐藤 真紀) 工賃を高く支払うために市で取り組んでいることについてお答えします。

賃金や工賃の支払いのためには、仕事をして収入を得ることが必要であります。そのことから、事業所でつくっているパンやお菓子、雑貨などを市役所などで販売する障がい者就労支援アンテナショップの開設などのh u g w o r k (ハグワーク)事業や、定期的に購入いただいている方にお届けするh u g 便事業などを行って、障がい者の就労意欲の維持・向上や収入の増加に結びつくようにしております。

◎9番(千葉 浩規委員) 就労支援B型について改定があって、支払う工賃が高くなれば報酬も上がるということで、弘前市でも市役所のフロアで障がい者施設の皆さんが物品をいろいろと販売しているということで、それを我々が買うと工賃もふえるし、事業所に支払われる報酬もふえていくというふうな仕組みだと思っわけです。

それで、一つ要望なのですけれども、そういう面があると同時に、一方、障がいの重い人が多い事業所ほど、この報酬改定であると報酬が下がる可能性を含んでいと。当市においてはまだそういう事例はないということですが、可能性としては十分あり得ることですので、ぜひこうした点は注意深く見守っていただいて、特段の配慮をお願いしたいというふうに思います。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、創和会。

◎7番(石山 敬委員) 私からは、3款2項1目、説明書76ページの私立保育所等ICT化推進事業費補助金についてお伺いします。

まずは、この事業費補助金の概要と導入実績、そして、この事業の効果についてお伺いします。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 私立保育所等ICT化推進事業費補助金の概要と効果についてお答えいたします。

現在、保育士の業務負担が重くなっている中、離職による保育士不足が問題となっております。このため、国では保育所や認定こども園等に業務システムを導入するICT化を進め、保育士の業務負担の軽減を図るための補助事業を平成27年度末から実施しております。

当市でも、当事業を平成28年度から実施しており、平成30年度実績では5施設、令和元年度も5施設を予定しており、令和元年度末までに保育施設65施設のうち49施設で導入される予定となっております。

財源内訳として、補助対象経費のうち2分の1

が国、4分の1が市、残り4分の1が事業所で、上限額が75万円となっております。

効果といたしましては、保育士の事務的な負担が軽減され、子供とかかわる時間をふやすことができるということと、また、保育士の離職防止にもつながり、保育士不足を原因とする待機児童を減らす効果もあると考えております。

◎7番(石山 敬委員) この説明書を見ますと、どの保育園も同じ交付額で、しかもICTとなるとメーカーや仕様等がさまざまあると思うのですけれども、この補助金については、例えばメーカーの指定があるとか、施設の規模や園児数によってパソコンの台数等が異なるのでしょうか。お伺いします。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) この補助金でどのメーカーを使ってもいいかということと、規模によってパソコンの台数は変わるのかという質疑にお答えします。

本事業では、国の定める標準機能を搭載していること、また原則市内に本店がある業者に発注するという二つの条件を付しております。この条件の範囲内においては、どのメーカーを使っても問題はございません。

また、パソコンの台数につきましては、原則、補助基準内であれば規制はございません。

◎7番(石山 敬委員) 先ほど課長より、保育士の事務的な負担が軽減されるということと、あと、今の御答弁で、国の定める標準機能を搭載ということですが、国の定める標準機能とはどのような機能でしょうか。この機能によって保育園の負担軽減につながるのか。また、システムの導入によって保育士の業務はどのように負担が軽減され楽になるのかお伺いします。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 標準機能というのはどのようなものかという部分についてお答えします。

国の定める標準機能とは、三つございます。一つ目は、保育に関する計画、記録に関する機能。二つ目は、園児の登園及び降園の管理に関する機能。三つ目は、保護者との連絡に関する機能です。

この機能の導入により、これまで書類を手書きで作成・管理していたものがシステムでの一括管理が可能となり、保育所の業務の軽減につながるものと思っております。

◎7番(石山 敬委員) この事業名がICT化ということで、ICTとなれば、簡単に言えば、イメージするのは、インターネットでシステムが連携されているイメージであるのですけれども、このシステムは保育園単独で行っているのでしょうか。それとも、系列の施設や、また情報共有するために市とつながっているものなのでしょうか、お伺いします。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 単独で使っているものなのか、また系列、市のシステムとつながっているのかということについてお答えします。

現在、施設では、単独での使用が大半となっております。また、市のシステムとの連携使用は行っておりません。ただ、法人の中での施設間の連携利用を行っているところはございます。

◎7番(石山 敬委員) 最後に、要望を申し上げたいと思います。

私たちも、子供を持つ親から見る保育園の先生方の多忙というのは私たちも実感するところがございます。これまで、子供たちの見守り、常に行動を見る日報ですとか、先ほどの、今まで手書きのところをICTというか、パソコンで管理するというのは非常に重要だと思います。国のほうでも端末の補助率が75%ということは、どの産業もハード事業で75%というのはほぼないと思いますし、国のほうでも特に先生方の負担軽減を急いで

いるのかなというふうに感じております。

先ほどの説明で、保育園の導入率が75%ということで、まだ25%の保育園が導入されていないことですので、市のほうからICT化のメリットを十分に保育園のほうに周知していただいて、1事業所でも多く導入するように働きかけをお願いしたいと思います。

また、ICT化でございますので、まだまだ情報共有する可能性はあると思いますので、この辺も何とか御検討をお願いしたいと思います。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番(一戸 兼一委員) まず、1項1目19節の、89ページ、民生委員の運営補助を出していますけれども、185万8080円ですか。この年の充足率というか、どのくらいだったのか、その辺についてお聞かせください。

◎福祉総務課長(秋田 美織) 民生委員の充足率は、94.7%でございました。

◎19番(一戸 兼一委員) まだ100%を満たしていないのですけれども、市のほうでも今回、重点要望で民生委員に対するあれを出しているわけなのですけれども、国から県へ来て、県から来ているので、県へ出すのか。我々市議会が直接、国には民生委員の制度に関しての改正というか、改善とか要望はできないものなのですか。

◎福祉総務課長(秋田 美織) これまで当市に

において、市議会から直接国に対する要望活動は行った経緯はないと確認しております。

ただ、平成30年度におきまして、黒星病が話題になり、緊急性もあったので議員数名で代表となって国へ行ったことはあると伺っております。

◎19番（一戸 兼一委員） 聞いている質疑に対して答えていないですね。

市が国に対して直接要望することはできないのかと聞いたのですよ。

◎委員長（工藤 光志委員） 市議会ではなく、市が、行政のほうで国のほうに要望できないのかと。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 申しわけございません。市が直接国に要望できるかは検討したことがございません。これまでは、東北の市長会であったり、県市長会であったりというところを通しての要望にとどまっていたのが現状でございます。

◎19番（一戸 兼一委員） これからますます高齢化も進んでくるということで、民生委員の業務というのは大変なことになっていきます。何かあれば国も、かつての民主党の時代には、大臣までが民生委員がやればいいことだとかという発言をしたのもありましたけれども、民生委員の役割とか業務内容を国の政治家も役人も把握していないのではないかというような言われ方をしてきたわけですが。実際、市民、県民、国民においても、民生委員に対する理解というのは進んでいないわけですね。報酬をもらっているとか、給料をもらって何をやっているのだとかと、よくあります。それから、何から何までみんな民生委員という考えもあるわけで、非常に民生委員の役割というのは周知もままならない状況という段階ですが。

特に制度そのものが、これからの高齢化社会を

見ると、民生委員制度の改革というのは弘前市が県に上げたように、本当に的を射た、緊急でやらなければならないことなのですね。ですから、県が余り頼りにならないのではないかという思いもあるので、市が国に対して、また議会が国に対して直接改善を要望する、要請するようなことができないのかどうか、これからぜひ検討していただきたい。

そしてまた、ことしの民生委員のやつがもう上がったはずですがけれども、状況はどうですか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） このほど、市から県に対しまして推薦をいたしたところです。その候補者が全て委嘱されると仮定して御説明を申し上げます。

現状での充足率は、398人のうち362人ということで、90.54%となる見込みでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 前年度よりも下がっているわけですね。そしてまた、高齢の方もいるはずですよね。年齢制限は今ないのですか。

◎福祉総務課長（秋田 美織） 現在は、78歳以上の方であれば意見書を要するとなっております。

◎19番（一戸 兼一委員） かつては、ある程度の年齢になったらやめてもらうということになっていたし、また町会長あたりも兼務はだめだとなっていたけれども、何年前かな、どうしても足りないということで、民生委員のなり手がいないということで、町会長が兼務してもいい、年齢もこだわらなくなったという状況です。来たわけですね。そういう状況である中で、本当にこれは大変な状況というのは目に見えているわけですから、何とかみんな、国にも働きかける必要があると思うわけで、その辺をちょっと調べて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、同じく89ページの1項1目20節のところ、行旅病人というのですかね、これの医療支援

給付費が432万180円と出ているのですけれども、この内訳をちょっと教えてもらえますか。

◎生活福祉課長（三上 誠） ただいまの御質疑でございますが、平成30年度の実績でございます。平成30年度の行旅病人・死亡人の医療費については、ゼロ円であります。

◎19番（一戸 兼一委員） 資料によれば、ゼロ円ですか。死亡人がゼロだべ。

◎生活福祉課長（三上 誠） 失礼いたしました。行旅病人・死亡人の関係の医療費はゼロであります。直接行旅病人に関する移送費のほうについては10件ございます。金額については8,538円となっております。

◎19番（一戸 兼一委員） ちょっと私、理解できないのですけれども、医療支給費ですか、支援給付費が432万180円ですか。これはどういう意味でしたかということなのですよ。

◎生活福祉課長（三上 誠） ただいまの委員が御質疑しておりました483万円のほうですか、こちらのほうは生活支援給付費ということで、中国残留邦人の関係の金額になります……（「その下だ」と呼ぶ者あり）失礼いたしました。これは、中国残留邦人のほうの医療費の金額でございます。

◎生活福祉課長補佐（工藤 信康） ただいまの御質疑のあった関係ですけれども、医療支援給付費及び生活支援給付費及び住宅支援給付費及び介護支援給付費については、中国残留邦人に対する支援給付費となっております。

◎19番（一戸 兼一委員） 残留邦人ということですか。在留か。（「残留邦人です」と呼ぶ者あり）それはどういう意味なのですか。

◎生活福祉課長（三上 誠） 中国残留邦人の関係については、永住帰国しました中国残留邦人等に対しまして、老後の生活の安定のため、生活基礎年金の満額支給を実施することとし、満額の老

齡基礎年金を受給してもなお生活の安定が十分図れない者に対しまして、老齡基礎年金制度による対応を補完し、その生活を支援するものが中国残留邦人の給付事業でございます。

◎19番（一戸 兼一委員） そういう名目のものがなぜこの項目に入るわけですか。項目を変えればいいのではないですか、わかりやすく。

私は、インバウンドとかで旅行者もふえたので医療費がかさんでいるのかなとも思ったのですけれども、そういうことは一切、みんなゼロ円と。日本人の観光客へも一切金は出ていないという理解でいいのですか。

なぜ項目を変えないのかと、その辺。

◎生活福祉課長（三上 誠） こちらのほうについては、予算書のほうで見づらいところもありますので、項目については、今後分けられるかどうかも含めて検討していきたいと思えます。

◎19番（一戸 兼一委員） もう一つは。もう一つ聞いたよ。本当のこの項目で、使った人はゼロなのですかと。

◎生活福祉課長（三上 誠） 行旅病人の医療費については、先ほどもお話ししましたが、医療費についてはゼロ円でございます。

◎19番（一戸 兼一委員） ということは、そのお金を使った、旅行者とか、弘前に入り込みました人でそういうお金を使った人はいないという理解をしいわけですね。

ただ、今インバウンドがいろいろささやかれていますけれども、外国人による医療費の問題というのはあちこちの自治体でトラブルが発生しているわけで。要は、医療行為は受けたけれども金を払っていないとか、インバウンドを推進するのはいいけれども、その辺に対する対策というものも十分に考えておいていただきたいと。

この項目は直していただきたいと要望します。

次に、3款1項3目19節ですけれども、ここの

中の健康・生きがいつくり推進事業費補助金ということで、余り大した金額はついていないのですが、健康推進という形でいきますと、私、前から高齢者のためのゲートボール場、グラウンドゴルフ場を、冬期間できるような屋根つきのものをと要望していたのですが、こういうものに対して、平成30年度においても一切そういうことは検討もなされなかったのでしょうか。

◎委員長（工藤 光志委員） 時計をとめてください。

〔「議事進行について」と呼ぶ者あり〕

◎28番（下山 文雄委員） 一戸委員は通告していないというのもあるでしょうけれども、これでは全然審議が進まないではないか。やっていることを聞いているのですから、やっぱり的確に聞いて、答えて。我々委員、議会側も議事の進行に協力していると思っています、私は。やっぱり理事者もそういったことをきちんと考えて審査してもらわないとだめですよ。

委員長、強く、理事者に再度求めて、委員会を再開するよう、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

◎委員長（工藤 光志委員） 理事者に申し上げます。ふだん、前年度でありますけれども、やっている仕事内ですので、資料等は十分に目を通して、委員各位の質疑に的確に答弁するよう、強く申し入れをしたいと思います。

審議を続行いたします。

一戸委員、もう1回そのところを質疑してください。

◎19番（一戸 兼一委員） もう1回言いますけれども、一般質問でも、かみ砕いて言えば、かつてレクリエーションセンターの建設のときには、市のほうではゲートボールとか、そういう施設がいかに必要かと。これによって健康増進が何十%図られるとか、そういうデータを出して建設

に向かったわけですよ。それが、私らも場所が悪いということで反対しました。その後、何年間も、一切そのことに対しては手つかず。しかし、あの時点で市は、公式な見解として健康増進に役立つとか、介護予防になるというのをしっかりと打ち出してやっていたわけですよ。そのことに関して、一般質問でもそういう施設の設置を高齢者の健康増進のためにとということで求めてきました。それに対して、平成30年度においても少ししか予算を使っていないし、検討したのですかと。あなた方が、必要な施設ですよと10年ぐらい前に認めているわけですよ。健康増進にもなる、介護予防にもなる。それがなぜ何も手つかずなのですかということなのですよ。要望もしているのに。

◎委員長（工藤 光志委員） 一戸委員に申し上げます。質疑の趣旨はわかりました。

今、決算書の中で何ページの何項のどこか、もう1回。それが見つからないみたいですので、よろしくをお願いします。

◎19番（一戸 兼一委員）（続） 今、3款でしょう。3款1項3目19節。私が見ているのは決算書の93ページ。

◎委員長（工藤 光志委員） 言っている意味がわかりますか。この19節の中に何で前に要望したことが入っていないのかということなのですよ。（「いいよ、せば。委員長、いいですよ」と呼ぶ者あり）検討しているかどうか、検討したのかどうか。

◎介護福祉課長（工藤 繁志） 失礼しました。施設のほうは検討しているかというお尋ねですが、今の予算の健康・生きがいつくり推進事業費補助金というのは、あくまでもスポーツの大会というふうなものに補助金を出しているもので、施設の検討とすれば、平成30年度においては検討はしていないという答えになります。

◎19番（一戸 兼一委員） この事業では、そういう、実際にやることに対する補助金で48万円ということになっているのかもしれないです。

ですから、一般質問でも要望しているわけですから、そういうことをこれから検討していただきたい。そういうことがあれば、これがもっと効果が出るということですので、ぜひ冬期間に高齢者の方が運動できる施設、これは強く要望します。介護予防にもなります。よろしくお願いします。

次に、3款2項4目、13節委託料、101ページ。ここで児童館についてお聞きしますけれども。いいですか、101ページですよ。

豊田児童センター、城東児童館は、大変立派な一輪車の活動をしています。世界大会にも出ている、弘前を代表するものなのですから。この二つの児童館の一部の利用者からは、一輪車に占領されて一輪車をやらない子供たちは大変不便な思いをしているというふうな声も常に聞こえています。

ということで、あれだけの一輪車の人たちがいるわけですから、増築をしてでも一輪車専用のところをつくってあげるとか、もしくは一輪車をやらない子供たちのスペースをつくってあげるとか、あのぐらいの活躍をしているのですから、そのぐらいのことは私は必要だと思うのですけれども。

この決算で見れば、みんな同じなのですよ、大体ね。その辺はどのように見ているのでしょうか。大体、豊田児童センターでも3200万円ぐらいですか、三岳でも2900万円、致遠に至っては4800万円とかと指定管理料が高くなっていますけれども、この豊田と城東の場合、どのように平成30年度は見ていたのでしょうか。

◎こども家庭課長補佐（川田 哲也） 豊田児童センター等についての一輪車についてですが、今のところ市のほうで特別、そちらのほうに対して

委託料をふやすということは行っておりません。

一輪車をしている方以外の父兄からは、特別扱いをしているのではないかとというような、今、委員がおっしゃったような意見も出ているところですが、何度か我々も足を運んで法人の、管理者のほうとお話をして、そのようなことがないように指導しております。また、管理者のほうではその施設以外の施設というか、同法人で所有している体育施設なども利用して練習をしているようです。

◎19番（一戸 兼一委員） 練習をしているようですとか、あれだけの立派な活躍をしている子供たちがいるところなのですね。もう少し配慮すべきではないですか。どこへでも、いろいろなイベントがあれば来てもらっていますよ、無料で。かつまた、弘前の児童館ということで、世界に打って出ているわけですよ。前の市政だったら世界に打って出るのが好きでしたから、もろ手を挙げて賛成すると思うのですけれども。もう少し配慮しなければ。困っているのは子供たちなのですよ。どちらも、一輪車の子供たちも肩身の狭い思いでいるかもしれない。また、一輪車をやらない子供たちは、あの狭いところにみんな詰まっているのですよ。見たことあるのですか、本当に。

そういう意味で、この決算書を見ても何の配慮もないということで、ぜひこれを検討していただきたいと思いますけれども。部長、どう思いますか。見たことありますか、あの状態を。

◎健康こども部長（外川 吉彦） ただいまの御質疑に答弁いたします。

私も現場には足を運んでおります。児童館・児童センターの指定管理料につきましては、基準に基づいて放課後児童を健全育成していただきたいという趣旨で積算しているものでございますので、一輪車の振興ということになると別のものと、指定管理料に含まれないものというふうに私

は考えます。

◎19番(一戸 兼一委員) 趣旨がそうであれば、それなりに含まれない形で支援する体制というものをつくって、本来の支援している事業がうまくいくように考えるのが当たり前ではないですか。関係ないということでしか聞こえないですよ。そうではないでしょう。本来そうなのであれば、本来の目的が確実によりよい環境であるように、そのためにあなた方が監視しに行く、見に行くのではないですか。違いますか、部長。

◎委員長(工藤 光志委員) 一戸委員に申し上げます。これは質疑でなくて意見要望ですか。これは使ったお金の、決算のことですので、それを増築する、それを支援するというのは次年度の予算の範疇に入るとお思いますので、質疑の趣旨を間違わないでください。

◎19番(一戸 兼一委員)(続) 済みません。間違えていないと思っていますけれども。要は、この決算の中にそういうのが入っている状況でやっているということなので、この決算の中にそういう活動が含まれているのですねということで確認したわけですよ。

◎委員長(工藤 光志委員) 指定管理料としてここに決算を載せていますので、そのことについてお聞きください。

◎19番(一戸 兼一委員)(続) ですから、決算としてこの金が使われてきたということなので、この中には、そういう一輪車の人たちの活動も全て認められてきて運営してきたわけですねということなのですよ。

ですから、今後は、これは改善していただきたいというふうに要望したわけです。

◎委員長(工藤 光志委員) 要望でしょう。いいですか。

ほかに、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、滄沓会の御質疑ありませんか。

◎22番(佐藤 哲委員) 二つほど、お伺いをしたいと思っております。

まず、説明書の66ページの、岩木ふれあいセンターの委託料のところであります。

ここに利用回数と委託単価が書かれてございますけれども、まず、ここでどういう内容の事業をやっているものか。それから、利用している人はどのぐらいいらっしゃるものなのか。それから、利用している人たちがどういう希望を持っているものかということをお伺いしたいと思っております。

◎岩木総合支所民生課長(村上 聡) 今の御質疑に回答いたします。

まず、岩木ふれあいセンターの事業の概要です。目的といたしましては、岩木地区の老人クラブと相馬地区の一部老人クラブを対象に岩木ふれあいセンターの和室、浴室を利用いただき、保健福祉の増進を図ることを目的としております。

内容的には、岩木ふれあいセンターの利用料を月2回まで減免して行うもので、岩木ふれあいセンターの指定管理者である一般財団法人岩木振興公社に委託しております。

利用者の数なのですけれども、平成30年度の延べ利用人数は1,145名でございます。平成27年度から比べますと、平成27年度には1,435人ございまして、平成28年度は1,409人、平成29年度は1,326人でございます。そして、利用者の方々がどのような希望を持ってこられますかといいますと、老人クラブの方々が今進めております、老人の居場所として楽しんでいるものと考えているよ

うでございます。

◎22番(佐藤 哲委員) 目的はこの説明書に書いてあるし、延べの利用者数もここに書かれてあるし、そんなことはここを見ればわかるのだよ。でなくて、何人が使っているのかと聞いているのですよ。

それから、目的よりも、これを使って来ている人たちがどういう思いをしているのかを聞きたいのです。

今、あなたが答弁したようにやっているのであれば、これは平成30年度でも当然盛会のようにやっているようでありまして、目的も物すごく立派な目的を答弁していますから、そうであれば、これは延々とずっと続けていくものなのですか。お伺いいたします。

◎岩木総合支所民生課長(村上 聡) この事業をこれからも続けていくのかどうかという御質疑でございます。

今、決算の段階でございますので、平成30年度まで続けてまいりました。今年度も続けております。そして次年度は、これから予算の検討に入っていきますので、いろいろ検討していく事業と考えてございます。

◎22番(佐藤 哲委員) お年寄りの人たちの居場所づくりが、先ほどの答弁では目的だというふうに答えられていらっしゃるけれども、もしかしてこれは、昨年度でやめた事業ではないのですよね。

それで、そういう居場所づくりということになると、ここに延べの利用者数は出ているけれども、実質何人ぐらいで使っているのかというのを一等最初に聞いているのを、その答弁がまだないものですから、居場所がなくて来ている人はどのぐらいの人数がいらっしゃるものかというのを答えてください。

◎岩木総合支所民生課長(村上 聡) 失礼いた

しました。実際の人数でございます。岩木地区の老人クラブが17クラブ、相馬地区の老人クラブが2クラブの計19団体が登録しており、そのうち18団体が昨年度利用しております。

年間の延べ利用人数なのですけれども、昨年度の実績で60歳以上が219人、80歳以上が926人となっております。

◎委員長(工藤 光志委員) 課長、そういうことでなくて、延べでなくて、1クラブ何人で、18クラブだば全部で何人で、その団体に回しているということをおっしゃらないか。もう1回答えてください。延べ人数でないのです。

◎岩木総合支所民生課長(村上 聡)(続) 実際の人数でございますね。60歳以上が262人、80歳以上が273人の計535人でございます。

◎22番(佐藤 哲委員) まあ、いいじゃ。これは、もう聞いても無駄だ。これは確認しておきますけれども、これについてはずっと続けていくつもりなのでしょうね。それだけ申し上げて、後ほど答弁ください。

次に、説明書の中の75ページです。アップルウェブに弘前市子ども・子育て支援事業計画利用希望把握調査等業務委託料、3款2項1目の子ども家庭課の事業であります。

このアンケートを何回ぐらいやっているのか。それから、無作為に抽出と書いてございます。こうなると、無作為に抽出となると、何人ぐらい抽出してやったのかというものを聞きたいと思えます。何せ262万円もの多額の金額を出しているものですから、相当綿密な、事業効果があったのだらうと思えますので、その結果もお伺いいたします。

◎子ども家庭課保育係長(佐藤 洋佑) ただいまの質疑に対してお答えいたします。

利用希望把握調査の回数ということなのですけれども、利用希望把握調査は、子ども・子育て支

援法に基づいて全国の市町村が子ども・子育て支援事業計画というものを作成することになっております。その計画を作成する上で、国の基本指針においてこの利用希望把握調査を必ず実施することとされております。そして、現在は、平成27年度から事業計画作成をして、5年を1期とする計画になっているのですけれども、平成27年度に第1回目の計画を作成するに当たって利用希望把握調査をしております。

今年度いっぱい第1期の計画が終了しますので、今回は第2期計画の分として利用希望把握調査を実施したということで、回数については2回という形になっております。

あと、この調査の人数の無作為の部分についてなのですけれども、計画を策定するに当たっては市内の子供を持つ各家庭の意見だとか、そういったものを満遍なく拾う必要があります。そのため、無作為抽出の中でも、市内に学区が23学区あるのですけれども、その中を人口比率の割合に応じて分散しまして2,500人という形で、その地区ごとの人口比率に応じて無作為に抽出して、2,500人という集計を行っております。

◎22番（佐藤 哲委員） そういうふうになると、調べると、これを当然精査する必要があると思うのですよ。精査はどのようにやられているわけですか。精査する人間、人間といいますか、それは役所がやっているのですか。どうなのですか。

◎こども家庭課保育係長（佐藤 洋佑） 調査結果については、これからの精査については、今回の利用希望把握調査の調査自体が全国で、先ほど申したのですけれども、この計画が全国の市町村で必ず作成するものとなっております。利用希望把握調査の内容自体も全国で統一した内容でアンケートを実施するということになっておりますので、そのアンケート結果についても国が示す方法

で集計して、例えば保育の利用だとか、子育て支援に関する事業がどれぐらい必要かというものを数値的に計算する方法が示されております。それに基づいて、結果をその計算式に当てはめて数値化して、弘前市ではどのぐらい必要なのかというものをこれから精査する形になっております。

この決め方については、市のほうでは子ども・子育て会議というものを設置しております。精査した内容を子ども・子育て会議に諮って、委員の皆様から意見を聞きながら審議いただいて、承認いただいたものを計画に反映させるという形をとる予定となっております。

◎22番（佐藤 哲委員） そうすると、精査の方法については国の指針でもってやれるというふうになるのだらうと思います。となると、国が示したランダムに抽出する、その抽出量よりも多く抽出をすれば、もっと正確に出てくるのだらうと思うのですよ。例えば、17万人の人口の都市のところと100万人の人口のところとなれば、やっぱり数が多いければ多いほど当然のようにいい結果が出て、間違いないデータが出てくるのであって、そうすると、国の指針よりも多く抽出をしたほうがもっと市民のためになるのだらうなど。同じ金額でそれをやろうという気持ちは持たなかったものなのですか。

◎こども家庭課保育係長（佐藤 洋佑） 今回の調査については、第1回目の調査と同じ人数、2,500人の対象児童で調査しておりました。前回調査したときの2,500人というのは、就学前児童の2,500人の抽出を行っております。第1回目のときはその人数でやったのですが、計画を策定する上で、就学児童の部分、結局この計画を作成する上で就学前児童の意見をもとに今後5年間という形の計画を策定する形になりますので、どうしても就学児童、例えば放課後健全育成事業の部分であるとかは実際に生の小学生の保護者の意見と

かを聞けない状態で計画を策定したところであったので、第2期の利用希望把握調査については、2,500人の就学前児童のほかに2,500人の就学児童に対しても同じアンケート調査をいたしまして、集計するという形をとっております。

◎22番(佐藤 哲委員) 先ほどからすごく気になって聞いていたのですけれども、こういうアンケートというのですか、時代によっていいですか、随分と違うものが出てくると思うのです。例えば、3年とか5年とかのスパンで見ると物すごい違う希望といいますか、考えていることが出てくると思うのです。特に昨今みたいに、スマホが出て、AIが出てと、云々かんぬんという時代になれば、将来の弘前市の子供たちの健全育成のためにといいますか、子育てのために、1回調べたからといって、これは、その何年か後には全く違う希望が出てきたりする可能性があると思うのですけれども、最後にこれだけ聞いておきます。

このアンケートの有効年数といいますか、どのぐらい時代にマッチしたものがとれるのか、何年ぐらい有効というふうに考えていらっしゃるものか、それだけ聞いておきます。

◎こども家庭課保育係長(佐藤 洋佑) 有効期間についてですけれども、先ほども申したのですが、基本指針に基づいてやるのが原則となっておりますので、基本、5年計画の中では調査は1回ということなので、有効期間でいけば5年という形にはなるのですが、この計画自体が中間年の見直しを必ず行うことになっております。なので、5年の間、2年経過した後に市内の現状と計画を立てたときで乖離があった場合は、その現状に見合った形で計画を策定し直すということも指針のほうで決められておりますので、それに沿った形で対応していきたいと考えております。

◎14番(松橋 武史委員) 説明書の75ページ、保育等研修事業、3款2項1目、こども家庭

課に質疑させていただきます。

まずは、この事業の概要についてと、参加される方の対象者と対象人数をお聞かせ願います。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 保育等研修事業についてお答えいたします。

この概要といいますと、子供の発達の課題や特性を理解した支援が行われるよう、保育士、小学校の先生などを対象に平成26年度から平成30年度までの間で年4回程度の研修会を開催したもので、主に子供の発達に関する講義を行ったものであります。

対象は、保育士とか、小学校の先生、あとは児童館とか児童センターの支援員の方々ですけれども、その総数についてはちょっと把握しておりません。

◎14番(松橋 武史委員) 保育士の先生方、また、学校の先生等々ということでありまして、相当の人数かなということが確認できました。

そこで、2回目、3回目が18人、31人。これは多いのか少ないのかということになるのですが、この事業で、特に2回目、3回目なのですが、参加人数の制限、また目標人数というのは担当課としてあったのかをお聞かせ願いたいと思います。

◎こども家庭課長(佐々木 隆史) 平成30年度における2回目、3回目が十何人というのは、ちょっと少な目でありまして、通常、毎年4回の開催をしておりますけれども、総数でいけば300人を超えるような人数の参加数でありますので、平成30年度における2回目、3回目、1回目については弘前大学の共催でやっております百二十何人が参加されておりますけれども、その2回目、3回目が十何人というのは、ちょっと少な目ということで理解しております。

◎14番(松橋 武史委員) 平成31年1月17日、31日、2週間ですよね。そしてまた、17日、31日というのは木曜日ではないでしょうか。この

研修の狙いが多くの方々に参加を求める事業であれば、少し工夫が必要かと思えます。

そしてまた、17日、31日、木曜日という日がありますが、これが最も人が集まりやすい日にちなむのか。なぜこの日にちに決めたのか。そしてまた、なぜこの真冬の開催を月2回、2週間に分けたのか、そのことについてお知らせ願いたいと思えます。

◎**こども家庭課長補佐（川田 哲也）** 先ほどの課長の答弁の補足になりますが、2回目、3回目の研修会の人数が少ないということでしたが、こちらは、実は平成31年4月に子育て世代包括支援センターがオープンする予定と決まっておりましたので、その部分を、そちらのほうに配置される職員、また関係される職員たちに理解を深めてもらうために主に職員を対象として行ったもので、平日に2回開催したものでございます。

◎**14番（松橋 武史委員）** そういたしますと、課長からの説明と食い違う点があるのですが、18人、31人というのは少なくとも。このくらいの人数を想定しての開催日ということに理解をしてよろしいのでしょうか。

◎**こども家庭課長補佐（川田 哲也）** そのとおりでございます。

◎**委員長（工藤 光志委員）** ほかに、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎**委員長（工藤 光志委員）** 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎**12番（尾崎 寿一委員）** 3款1項1目、説明書の57ページ、民生委員協力員活動費のところであります。

配置人数が16名ということで、恐らく各協議会のほうにというような感じですが、それはどのようなところに配置されたのか。

そして、活動内容と延べの活動の回数がわかれば

お知らせ願います。

それと、協力員の活動について市ではどのような活動を期待していたのかお伺いいたします。

◎**福祉総務課長（秋田 美織）** 民生委員協力員の配置先でございますが、協力員の配置を希望される民生委員の地区に配置したものでございます。それが16地区ということになってございます。

活動する内容ですが、民生委員固有の事務とされている相談対応であったり調査というのは対応できませんで、そのほかの見守りであったり、地域福祉活動、例えば敬老大会の補助であったり、そういったことに活動してございます。

活動回数ですが、平均6.5件となっております。多い方ですと100件を超えるという例もございます。

どのような活動を期待するかという点でございますが、日ごろから民生委員の活動が多忙であるということはよく言われていることですが、その多忙感をなるべく軽減するように、また民生委員の担い手不足も懸念されております。次の担い手の候補となるように活動していただければと考えております。

◎**12番（尾崎 寿一委員）** 受け入れ先の、要望された地区での評価というのはどのような評価を受けているのか。

そして、地区では協力員にいろいろな要望をすることもあったのではないかと思いますけれども、要望があったとすれば、どういうものがあったのかお知らせ願います。

◎**福祉総務課長（秋田 美織）** 評価でございます。

配置されている協力員については、現在、比較的世帯数の多い地区で推薦を受けて配置されている場合が多く、非常に民生委員の負担の軽減になっているという声を伺っております。

また、地区からの要望については、直接伺ったことはございません。把握してございません。

◎12番（尾崎 寿一委員） 受け入れるところの地区での評価は非常にいいということでございまして、いわゆる決算額が11万円ということで、多い方は6.5回も出ているということで、少ない予算でいい効果を上げているなということでございまして、やっぱり将来において、民生委員のなり手もなかなか見つからないというような現状でありますので、この事業というのを大事にしたいとお願いしております。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 委託料、3款1項2目、説明書61ページです。

移動支援事業業務委託料ですが、どういう法人がやっているのか教えてください。

◎障がい福祉課主幹（佐藤 龍太） 移動支援事業についてお答えいたします。

移動支援事業は、障害者総合支援法に規定する地域生活支援事業の一つでございまして、地域での自立生活、そして社会生活を促すため、屋外での移動に困難がある障がい者、そして障がい児の外出のための支援を行い、福祉の増進を図るものでございます。

実施している事業者でございしますが、説明書記載の特定非営利活動法人光の岬福祉研究会のほか、社会福祉法人七峰会が運営しております山郷館訪問介護センター、障害者支援施設山郷館、山郷館くろいしなど、全部で21法人25事業所で実施しているものでございます。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 先日、新聞報道で、ついで利用者の足を突いてすねに内出血を負

わせる虐待事案がありました。たしか、この事業者は、昨年の7月も虐待事案がありまして、議会でも大変問題視された、七峰会というふうに認識をしておりますが、たしか、県の指導、そしてまたさまざまな対応がとられていると認識しておりますが、その後どのような対応がとられてきたのかお聞きいたします。

◎障がい福祉課主幹（佐藤 龍太） 七峰会の件でございまして。

9月14日の新聞報道で、今、委員のお話にあった、ついで利用者の足を突いたというような記事のほうに掲載されました。非常に驚いた内容でございまして。

七峰会におきましては、昨年の7月に事案がありまして、3月に改善計画書を市に提出して、市のほうでも速やかに県のほうに報告書を送付しているところではありますが、改善計画の中におきましては、まず3月中旬に開催いたしました県のほうの障がい者施設の集団指導のほうに参加した後に、3月下旬に内部研修ということで法人の本部から理事長、常務理事、そのほか各施設の施設長及び次長が出席して、虐待に関する県集団指導での事例、また7月に起きた事案を資料として検証を行いまして、再発防止策を講じるということでございました。

その後、県のほうにおきましては、5月に指導監査、改善計画どおりに事業が運営されているかという部分について監査が入っておりまして、その内容につきましては、その後、特段指導がなかったものというふうに報告を受けているところでございます。

ですと、非常にびっくりしたところではありましたが、今回は、職員からの報告を法人が受けて、利用していた平川市の利用者の決定機関である平川市のほうに通報したというところございまして、7月の事案よりは非常に内部的な制度も

しっかりとしてきているのかなというふうには新聞報道を見て感じておりますが、研修などを通して虐待防止策を強化していくというふうにあります。研修は施設長、次長で実施しているところがありますが、実際に事業を運営しているのは各施設で、その施設の職員の方々でございますので、今回パートの職員の方が行ったというところがありますが、研修のタイミングによっては研修を受けられない方も中にはいるかと思っておりますので、研修いかにかわらず、各施設において障がい者虐待が起こってはいけないものだという部分をいつでも見られるような形で周知していくということも必要なのではないかというふうに感じております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 法人全体として認識が甘いと言わざるを得ない今回の状況なのですが、市として今後どのような指導を含めて対応していかれるのか、お伺いいたします。

◎障がい福祉課主幹（佐藤 龍太） 今後について、法人への指導というところがございますが、法人、七峰会につきましては、弘前市以外にも黒石市、平川市などで事業を運営している法人でございますので、法人への指導という部分につきましては県の所管になっておりますが、私が8月に県のほうの障がい者虐待防止の講師をやる研修のほうに参加いたしまして、本年12月の研修の際には講師をすることになってございますが、今後、12月の研修でも、今回の事案もすねを殴打する前に、恐らくその兆し、職員の方の変調、精神的な部分、あと周りの方が気づく部分というものもあるかと思っておりますので、研修の際にも、小さな部分からお互いの目で緊張感を持って仕事をして、監視という言葉は適切かどうかあれですけれども、しっかりとお互いに見られているという感覚を持ってお仕事をしていただきたいという部分を強く研修のほうではお話ししつつ、来年度以降、私

が講師をできる状況になってございますので、続くようでしたら、県の研修はございますが、市のほうでも研修を実施して虐待の防止に努めたいというふうに考えております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 佐藤主幹の今後の活躍に期待をいたします。

大きい企業ですので、市としても大変お世話になっているところもあるかと思いますが、こうもたびたび虐待事案があるのであれば、委託業者としていかなものかというふうに思うところがあります。今後、注視して見ていただけたらと思います。

◎委員長（工藤 光志委員） ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 質疑なしと認め、これをもって、3款民生費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、4款衛生費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎健康子ども部長（外川 吉彦） 104ページから119ページにかけての4款衛生費の決算について御説明申し上げます。

104ページをお開き願います。

1項保健衛生費は、健康増進課、環境課等に係る経費でありまして、予算現額35億3950万8826円に対しまして、支出済額が34億6501万4774円で、7449万4052円の不用額となっております。

不用額の主なものを申し上げます。

2目予防費13節委託料の1430万2142円は、予防接種業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

110ページをお開き願います。

6目保健活動費13節委託料の1350万9788円は、妊婦・乳児健康診査業務委託料などの支出が見込

みを下回ったことによるものであります。

112ページをお開き願います。

7目健康増進対策費13節委託料の652万3993円は、大腸がん検診無料クーポン事業業務委託料などの支出が見込みを下回ったことによるものであります。

114ページをお開き願います。

2項清掃費は、ごみの収集運搬処分及びし尿処理に係る経費でありまして、予算現額20億9776万5000円に対しまして、支出済額が20億9012万669円で、764万4331円の不用額となっております。

以上で4款衛生費の説明を終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 本款につきまして、6名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党。

◎20番（石田 久委員） 説明書の84ページ、急患診療所運営事業について質疑いたします。

急患診療所は、1次救急患者に対応するため、弘前市の急患診療所を設置して今診療業務を行っているわけですが、これの夜間診療、午後7時から10時半まで、内科と小児科が行っておりますけれども、その対応の薬局はどういうふうになっているのか、お答えしていただきたいと思えます。

◎健康増進課主幹（渋谷 輝之） 弘前市急患診療所の夜間診療の薬局についてですが、診療所内に薬局がないため、夜間につきましては、市内で営業している薬局が3件ありまして、そちらのほうを紹介してございます。

◎20番（石田 久委員） この中で、市内の3件ということなのですが、保健センターがあって小児科とか内科の先生が診てくださるので、そこから調剤薬局がかなり遠いという患者の声がいつも出てくるわけですが、昨年度は、こういう中で3カ所というのは、例え

ば保健センターを中心にどこどこどこなのか、その辺についてお答えしてください。

◎健康増進課主幹（渋谷 輝之） 場所のほうを説明しますと、市立病院の隣のところ、直線で大体1.5キロメートルほど離れているのですが、そちらのほうに1件、それから扇町、アルカディアのほうに2件、直線で大体3キロぐらい離れているところがございます。

◎20番（石田 久委員） かなり、急患診療所の夜7時から10時半の患者を見ますと、一番多いのが小児科なのですね。小児科が年間3,514人の子供たち、それから内科が2,617人ということで、はっきり言って1次医療ですので、子供をそこで診療しているわけですが、そこからかなり遠いというのが一番のあれかと思うのですが、今後こういう形で、市立病院のところとアルカディアのところの2カ所ということなのですが、これがずっと続く中で、市としては、例えば今の急患診療所の脇にそういうのを配置するとか、そういうようなことを検討しているのかどうか、その辺についてはどうでしょうか。

◎健康増進課主幹（渋谷 輝之） まず、薬局のほうに離れているということで非常に不便であるという声もあるということはこちらでも認識してございます。

今後の薬局の薬の処方についてなのですが、現時点のところではまだ決まっておりません。急患診療所が現在の場所から移転する可能性もございますので、指定管理者である弘前市医師会とさまざまな可能性、それから課題等に関して現在検討しているところでございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会。

◎8番（木村 隆洋委員） 4款2項2目、説明書の96ページ、廃棄物処理計画推進事業についてお伺いいたします。

この中の調査・分析関係経費の中で、一般廃棄

物組成分析調査業務委託料136万1000円、平成30年度は8回実施とあります。この組成分析の結果についてどのように分析しているのかお伺いいたします。

◎環境課長補佐（福士 智広） 一般廃棄物組成分析調査の結果についてお答えいたします。

一般廃棄物組成分析調査は、家庭から排出される家庭系可燃ごみ及び事業所などから排出される事業系可燃ごみについて、その排出状況を把握するため、どのような種類の廃棄物がどの程度含まれているかを調査するもので、平成27年度から実施しているものです。

平成30年度の組成分析比の結果を申し上げますと、まず、家庭系可燃ごみにつきましては、未使用食品等の食品ロスや調理くずといった生ごみの割合が特に多く、全体の38.0%を占める結果となっており、平成27年度から29年度の結果と比較いたしますと1.2ポイントの減少となっております。なお、食品ロスだけの割合では全体の5.1%となっており、前年度までとの比較では0.7ポイントの減少となっております。

また、家庭系可燃ごみの中で生ごみに続いて割合の多くを占めた紙類につきましては、全体の21.9%を占めており、前年度までの結果と比較しますと1.6ポイントの増加となっております。

さらに紙類のうち、リサイクル可能な紙類につきましては、全体の13.2%を占めており、前年度までとの比較では2.5ポイントの増加となっております。

次に、事業系可燃ごみについてですが、特に割合が多かった生ごみでは27%となっており、前年度までとの比較では2.9ポイントの増加となっております。なお、食品ロスの割合だけでは全体の2.1%となっており、前年度までとの比較では1.3ポイントの減少となっております。

また、事業系可燃ごみの中でも割合の多くを占

めた紙類につきましては17.6%となり、前年度までとの比較では16.2ポイントの減少となっております。さらに、リサイクル可能な紙類の割合だけでは5.5%で、前年度までとの比較では12.4ポイント減少しております。

こういった実施結果につきましては、さらなるごみの減量化・資源化の推進のため、分別の見直しや広報等での周知の際の基礎資料として活用してまいります。

◎8番（木村 隆洋委員） 平成30年度の事業の中で、今回、市民を対象にアンケートを行っております。こちらに5,000人に対して2,170人の回答、回収率が43.4%とあります。この市民アンケートの結果、この傾向についてお伺いいたします。

もう1点、先進地の視察等もあります。4カ所——盛岡市、仙台市、我孫子市、日野市、この先進地4カ所を選んだ理由についてもお伺いいたします。

◎環境課長補佐（福士 智広） 市民アンケートの結果と先進地視察の視察先の選んだ理由等についてお答えいたします。

ごみ減量・リサイクルに関する市民を対象としたアンケート調査につきましては、無作為に抽出した市民5,000人を対象とし、平成30年11月に実施いたしました。

アンケートの内容につきましては、ごみの減量・リサイクルに対する意識及び実際の取り組みや市の取り組みに対する意見などを設問としており、結果の主なものとしたしましては、古紙類の分別意識に関する問いでは、ほとんど、または時々燃やせるごみにまぜてしまうと答えた方の割合が、その他の紙では45.7%、紙パックでは38.4%、雑誌・雑がみでは33.4%と3分の1以上の方がリサイクル可能な古紙類を燃やせるごみに混入させている状況がわかりました。

一方、新聞や段ボールでは、同じ古紙類でもほとんど、または時々燃やせるごみにまぜてしまう
と答えた方の割合がそれぞれ7.9%、11.0%と適
正に分別されていることがわかりました。

また、施策の認知度についての問いでは、さま
ざまあるごみの減量化・資源化の取り組みの中
で、ごみ収集アプリの認知度がとても低く、アプ
リを知らないと答えた方が8割を超える結果とな
りました。

このように市民の皆様から得られた貴重な声を
今後の施策のほうに活かしてまいりたいと考えて
おります。

先進地視察につきましては、高齢者のごみ出し
支援に係る制度設計の参考とするため、三つの先
進地自治体を視察させていただきました。

視察先につきましては、東北管内で市職員の直
営による支援を行っている岩手県盛岡市、人口規
模や高齢化率、ごみの収集体制など当市に類似し
た点が多く、事業者の委託による支援を行って
いる千葉県我孫子市、また、当市と人口規模が同等
で国立環境研究所から発行されている高齢者ごみ
出し支援ガイドブックや高齢者ごみ出し支援事業
事例集にも掲載されている先進地である東京都日
野市をそれぞれ選定し、職員を派遣しております。

その他、災害廃棄物対策東北ブロック協議会の
会議に出席するため、仙台市に2回派遣しており
ます。

◎8番（木村 隆洋委員） 今回、市民アンケ
ートの結果、例えばアプリを8割が知らないとか、
古紙類、雑がみ等を含めてのリサイクルの意識が
やっぱり非常に低いのかなというふうにも感じて
おります。

そういった中で、家庭系ごみの減量化のため
に、今回、平成30年に行った大々的な市民アン
ケートについて、今後どのように施策に反映させ

ていくおつもりなのか、お尋ねいたします。

◎環境課長補佐（福士 智広） 市民アンケート
結果を施策にどう反映させるのかという御質疑で
すけれども、古紙類の分別意識に関する回答か
ら、その他の紙や紙パック、雑誌・雑がみなどが
回答者の3分の1以上の方が燃やせるごみにまぜ
てしまうという結果につきましては、この理由に
ついての問いでは、分別が手間だからや、分別が
わからない、また、ためておくスペースがないと
いった回答が得られております。分別が手間、わ
からないといった声に応えるために、市では今年
度、分別ガイドブックを発行し、毎戸配布するよ
う準備を進めているところです。

この分別ガイドブックは、50音順の索引から品
目ごとにごみの分別の仕方や捨てる際の注意点な
どを記しており、保存版として御利用いただける
もので、ごみの分別の強い味方になるものと考え
ております。

分別したごみをためておくスペースがないと
いった声には、資源物をいつでも持ち込める回収
拠点を案内するようにするため、本年7月に弘前
市ごみ収集アプリを改修し、市や民間が行う資源
物の回収拠点を地図上に表示し、近くのところや
行きやすい場所を調べられるようにしております。

また、収集アプリの認知度が非常に低いという
結果につきましては、木村委員には6月議会の一
般質問でも収集アプリを取り上げていただきまし
て、実際にお使いいただいて非常に便利である
という声もいただいて、ありがとうございます。利
用者からも非常に評判がよいというふうにも伺っ
ておりますので、市といたしましても、普及に一層
注力してまいりたいと考えております。

今年度は、7月15日号の広報ひろさきの配布と
同時に、ごみ減量化の啓発広報誌を毎戸配布して
おり、その紙面を大きくとってアプリの周知も
行っているほか、ごみ減量の啓発イベントがある

たびにアプリの紹介をしており、着実にダウンロード数がふえております。

◎8番（木村 隆洋委員） ぜひ市民の皆様とともに、ごみ減量化のために環境課の皆さんは頑張ってくださいと思います。

◎13番（蒔苗 博英委員） 私からは、4款1項2目の説明書81ページの予防接種・結核検診事業についてであります。

まず、81ページに表がありますけれども、予防接種、ここに掲げている13種類の予防接種の個人負担についてはどうなっているかお知らせください。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） こちらの事業で実施している予防接種は、いずれも予防接種法によって定められておまして、大きくA類、B類というふうに二つに分かれております。

A類は、主に集団の発生、それから重篤な病気の予防に重点を置いたもので、接種努力義務がございます。こちらの中では、乳幼児を初めとした子供対象の予防接種がA類に当てはまっております。一方B類は、主に個人の発病、それから重症化予防に重点を置きまして、努力義務はありません。こちらは高齢者の肺炎球菌やインフルエンザが含まれます。

個人負担といたしましては、集団予防のA類を無料とし、個人予防のB類を一部個人負担とし、高齢者肺炎球菌は5,000円、インフルエンザは1,600円となっております。

◎13番（蒔苗 博英委員） そうすると、子供、いわゆる集団で接種されるものについては無料であるということを確認しました。

そこで、無料でありながら、接種率が非常に低い部分も見えてくるわけですね。例えば、上のほうからいくと二種混合、50%以下の話です。それから不活化ポリオ、それから日本脳炎、それから子宮頸がん等々、我々からしてみると無料だから

100%いくのかなという思いはあるのですけれども、半分しかいかない、50%もいかないのもあるわけですね。これはどういうふうに理解をしているのでしょうか。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） こちらとしても、できれば全員の方に全部の種類を受けていただきたいということで、あらゆる啓発をしております。実際、子供に対しては、出生届をいただいた時点で予防接種の意義であるとか受け方、それから市の予防接種一覧とあわせて、予防接種の接種券もあわせて郵送して、その後の新生児の訪問であるとか、乳児の健診等でそのお子さんに合わせた予防接種の仕方について説明もさしあげるところではありますが、実際のところ、やはり高いものと低いものがございます。

その中で、ポリオのほうは現在、四種混合という新しい形になりまして、かつて四種混合をやっていた方のみですので、低い割合となっているところにあります。それから、二種混合のあたりは、やはり就学してということになると、どうしてもなかなか接種率が伸びないという、大きな課題であります。

もう一つ、日本脳炎につきましては、一時期、国のほうで薬物的なところで見合わせをした時期がありまして、その後復活したところなのですが、やはりその後伸びが悪いということと、一定期間受けられなかったお子さんに対して、その後の措置として二十歳までできるという制度がありまして、そのためこの分母、対象を二十歳まで全員としているため、20%を割っているものです。実際、現在の対象のところでは計算いたしますと、8割を超えていると。

それでいいというわけではないのですけれども、やはり全てのものに対して受けていただきたいというところでは、これからもきちんと必要性ということを申し述べて保護者に理解していただ

きたいと考えております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 課長の答弁はかなり説得力があります。よくわかりました。

そこで、健康と福祉ごよみというのを弘前市で出されております。この中の定期予防接種スケジュールの中の一歩下のところに「平成25年6月から積極的な勧奨は差し控えています、対象年齢……」とありますけれども、この積極的な勧奨は差し控えているというこの文言はどういう意味でしょうか。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） 子宮頸がんのワクチンについてのところかと思われそうですが、国のほうで、今いろいろな問題がある中で、市町村に対しましても、実施することはできるのですが積極的な勧奨は差し控えているという現状であります。ただ、受けられないわけではないので、きちんと説明をした上で選択できるような形で進めてまいりたいと考えております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 子供のほうはよくわかりました。

そこで、やはり成人のほうの接種になるわけですが、高齢者の肺炎球菌ワクチンとか、さまざまあるわけですが、インフルエンザについても50%前後であるということがありますが、これについても、先ほど有料だというふうなお話がありましたが、やはりこれも、できれば、非常に死に至る病気だと思えるのですよね。ですから、接種を受ける方を伸ばすためにこれからどういうことを考えていこうとしているのか、お聞きしたいと思います。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） B類に分類される部分の高齢者の肺炎球菌、インフルについてももちろん多くの方に受けていただいて、健康寿命の延伸というところまではいかないかもわからないのですが、まずは重篤にならないようにということで受けていただきたいというふうに考えて

おります。実際、個人負担をいただいているというところでは、先ほど申し述べ忘れましたが、A類の子供対象のところについては、財源措置といたしまして9割の地方交付税の手当の制度になっておりまして、B類の個人の予防接種というところにつきましては、低所得者層分については地方交付税の措置があるというようなことで、なかなか財政面での問題もあるのですが、健康分野といたしましては、一人でも多く受けていただけるように、これからも検討してまいりたいと考えております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 市民に対して、この暦もあるわけですが、もっとメッセージを発信していただいて、接種を促してもらいたいということと、やっぱり勧奨、特に先ほどおっしゃった勧奨の中では子宮頸がんの話であるということでもありますけれども、それ以外のところも勧奨して受診してもらおう対策をとっていただきたいという要望で終わりたいと思います。ありがとうございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 昼食のため、暫時休憩をいたします。

〔午前11時50分 休憩〕

〔午後 1時00分 開議〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、二つの項目、まず4款1項6目、説明書87ページの幼児歯科健康診査の件について質疑いたします。

1歳児、2歳児でやっています。私もうちの子供を連れていって、ブラッシング指導とか、大変いい事業だなというふうに思ったのですが、幸いにうちは虫歯はなかったというところなのですが、実際、平成30年度の結果として歯科健診をやってみて、虫歯のお子さんたちが何

割いたとかという形で、平成30年度のこの事業の結果についてお聞かせください。

◎健康増進課長補佐（佐藤 美加） 幼児歯科健康診査についての御質疑にお答えします。

幼児歯科健康診査には、1歳児歯科健診と2歳児歯科健診がございます。平成30年度の結果ですが、1歳児歯科健診で虫歯のあるお子さんはゼロ、いませんでした。2歳児歯科健診で虫歯のあるお子さんの割合は7.2%、受診者85人中62の方がその結果になっています。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

1歳児に関しては大変結果がよかったということですが、やはり2歳児においては7.2%の、虫歯があるということで、この7.2%をどう評価するか。私の感覚では、結構高い数字ではないかなと、2歳でというのは思っております。

そういう点で、今後の施策が必要となると思うのですが、その点はその点でいいのですけれども、さらにもう一つお聞きしたいのが、1歳児が受診率86.7%、そして2歳児は、いわゆる市内の歯医者に予約して行くという形になっているので受診の仕方が違うと思うのですが、2歳児が70.6%。その他の、いわゆる4歳児健診とか7カ月児健診とか、そういったもののおおむね90%は超えている健診に比べるとやはり比較的低い受診率になると思うのですが、この要因と今後どういうふうにこれを改善していくのかという点を含めて答弁願います。

◎健康増進課長補佐（佐藤 美加） 受診率が伸び悩んでいる要因に対してのお答えをしたいと思いますけれども、保育園等でも歯科健診を行っているところもあって、代替のものがあるということが一つあります。あとは、かかりつけの歯科医のほうで定期的に受診されているというお子さんもいるということが考えられると思います。

その対策ということですが、これまで対象者の方には個別通知だったり、あとは健康ごよみ、広報ひろさき等でいろいろお知らせはしてきたのですが、今後はそのお知らせだけにとどまらないで、健診の意義だったり、必要性、保護者の方の意識が高まるような、さまざまな事業の機会を捉えて歯の健康づくりの大切さというところを普及啓発していきたいと考えております。

それから、先ほどの御質疑の中で、2歳児歯科健診の虫歯のあるお子さんの割合が7.2%で、受診者の数値を間違えまして、859人中62人でしたので、済みません、訂正させていただきます。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。

幼稚園、あるいは保育園等で代替のものがあるからというのも一つの要因だと思います。

最後に指摘させていただきたいのは、やはり歯科口腔の衛生というものが生涯的な健康寿命というものに大変相関関係があるというふうに言われているところでございますので、この一丁目一番地の子供のころからの健診というものに対しては、本当に幼稚園、保育園に行っていないお子さんもいるということを考えると、漏れがないように今後やっていかなければならないと思うところの意見を申し上げて、この点は終わりたいと思います。

次に、4款1項7目、説明書94ページの中学生ピロリ菌検査事業であります。

この事業も大変いい事業であります。中学生を検査して、そしてもし陽性だった場合は対処して、しかもその親御さんもピロリ菌の保菌者である可能性が高いということで一緒に対処するというので、一石二鳥の事業だと思うのですが、まず、平成30年度はどういった結果であったかということをお願いします。

◎健康増進課主幹（澤居 吏香子） 中学生ピロ

リ菌検査の平成30年度の実績についてということですが、対象は中学2年生の生徒1,378人、そのうち受診者は1,102人で、受診率80.0%でした。このうちピロリ菌の陽性であった生徒にさらに2次検査を受けてもらい、最終的にピロリ菌検査陽性が確定した者は24人で、陽性率は2.2%でした。

◎10番(野村 太郎委員) 陽性率2.2%ということでありました。それについて少し、もう一つ掘り下げていきたいと思うのですが、この2.2%、24人の生徒の陽性が確定したということなのですが、この24人の生徒の場合は、そのお父さん、お母さんであるとかもやはり保菌者である可能性が高いと思うのですが、当初の制度趣旨・趣意の点からすると、そちらに関してはどういうふうな対処をなされたのか、お願いします。

◎健康増進課主幹(澤居 吏香子) 陽性であった生徒の保護者の方に対する対策といたしましては、現在ピロリ菌の感染の約80%が家庭内感染と言われている中では、陽性になった方の生徒の結果の通知のほうに、親や家族の方もピロリ菌検査を受診するようにということで、受診の勧奨のチラシを同封しております。

◎10番(野村 太郎委員) ありがとうございます。

その点が本当に重要になってくると思うので、今後しっかりお父さん、お母さん、あるいは御家族の方の受診の勧奨をしっかりと進めていただきたいと思います。

最後にお聞きします。最初の御答弁でありました、大体8割の受診率ということですが、ピロリ菌検査事業の大きな制度趣旨からすると、やはり受診率8割というのはいささか低い。何で2割が受けていないのだろうというところが大きく疑問を持つのですが、この原因というの

はどういうふうな形になっているのか、お願いします。

◎健康増進課主幹(澤居 吏香子) この事業は平成30年度が2年目ということで、平成29年度、初年度の受診率のほうは70.5%となっておりまして、初年度に比べますと一応9.5%上昇しているところです。

これを、2年目を行うに当たりましては、事業の案内通知のほうを前年の実施の状況などを加え、よりわかりやすいものにして、ピロリ菌検査の目的や必要性について生徒や保護者の理解が得られるように工夫をしております。

また、大人の胃がんリスク検診とか、前年度からの胃がん内視鏡検診と連動させて胃がん対策を一体的に取り組んできた結果、ピロリ菌に関して少しずつ理解が浸透してきているのではないかなというふうには考えております。

しかし、委員がおっしゃられたとおり、まだ2割のお子さんが未受診ということになりますので、もちろん100%の受診率をこれから目指していきたいと考えておりますし、それに当たりましては、学校や教育委員会の協力を得ながら、生徒や保護者へのピロリ菌の検査の必要性や目的の周知を徹底して行って、将来の胃がんの発症リスクの減少を目指していきたいと思っております。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、木揚公明。

◎16番(小田桐 慶二委員) 4款2項2目、まず13節委託料のところ、ごみ減量・リサイクルに関するアンケート調査、先ほど木村委員も質疑しましたが、私は事業系ごみについてのアンケート調査の内容、そしてまたその結果、アンケート結果を踏まえての市としての方針、まずこれをお伺いします。

◎環境課長(森岡 欽吾) 事業者を対象といたしましたアンケート調査についてでございます

が、内容といたしましては、ごみの減量、リサイクルの状況についての設問のほか、事業系ごみの区分などについてわかりやすく紹介するなど、啓発的な要素も含めたものとして実施いたしました。

主な結果といたしましては、小規模な個人商店なども事業所に含まれることを知らなかったと答えた割合が4割近くあったということのほか、古紙類の処理について、市の焼却施設に搬入していると答えた割合が約2割という結果となるなど、改めて事業者への啓発活動の重要性を感じさせるものでございました。

現在、市では各種団体との協定締結を進めておりますが、今後も協定によるつながりを生かしながら、事業者への啓発活動などを積極的に進めてまいりたいと考えております。

◎16番（小田桐 慶二委員） 今の答弁を聞きますと、どちらかという和家庭系ごみ、いわゆる市民の方のリサイクル・分別の認識よりも事業系ごみの、事業者の方の認識がちょっと弱いのかなというふうな感じを受けます。

そこで、説明書96ページを見ますと、ごみ減量化・資源化に係る市民運動推進事業の中で、各種団体と協定の締結をされております。この中で、商工会議所とも協定を締結いたしました。事業系ごみということですので商工会議所との協定もかわってくるのかと思うのですが、会議所との協定内容はどのようなものなのでしょうか。

◎環境課長（森岡 欽吾） 商工会議所との協定内容ということでございますが、会議所における協定に掲載した取り組み内容といたしましては、会員に対して事業系ごみの減量化・資源化につながるオフィス町内会の加入促進を積極的に行うということのほか、ごみの排出方法等についての情報発信、そして市が行う事業所への個別訪問への支援を行うことを掲げております。

◎16番（小田桐 慶二委員） この協定は平成30年度に締結をしたということですよ。そうすると、先ほどのアンケートの内容を踏まえると、これからといいますか、昨年度に協定を締結して、加盟している各事業所に対して会議所のほうからも各種通達といいますか、呼びかけをしているということで、平成30年度の決算ですが、平成30年度以降は徐々にまた改善してくるのかなとは思われるのですが。

一つ、昨年度でしたが、ごみの収集業者の方とちょっと意見交換する場がございました。そのときに話に出たのが、いわゆる事業系ごみというのは、事業者がお金を払って持っていつてもらっているわけですね。キロ当たり何ぼとか、たしかあったと思いますが、非常に事業系ごみの分別が余りにもひどい場合があるというケースも間々あるのだと、実は。そこで、収集に行ったときに「これ、もう少し分別してもらわないと困るのだけれども」という話をすると、「金を払っているのだからいいだろう。持っていつてくれよ」というようなことを言われる場合もあると。そう言われると業者としては持っていかざるを得ないのですというようなお話もございました。

そういうことから、各市民への呼びかけもさることながら、やはり事業者に対しても、もう一歩、二歩、モラルといいますか、環境に対する配慮、呼びかけというのをしていかなければいけないのではないのかと思うのですが、その点については、これまで市が各事業所訪問等をされてごみ減量化に向けてのさまざまな呼びかけをしてきたと思うのですが、その辺の各事業者の反応というのはいかがだったのですか。

◎環境課長（森岡 欽吾） 収集運搬業者と排出事業者との関係というお話の中から、排出事業者のマナーというか、そういったところをしっかりとしていくべきではないかというお話でございませ

たが、その辺についても、こちらのほうで事業所訪問を行う中で指導して、改善していただいているというところがございます。おおむね、行って指導すると、「わかりました。ちょっと気がつかないで済みません」といったようなお答えをいただけることが多いというふうな感触を持っております。

◎16番(小田桐 慶二委員) 市としては、そのように各事業所の皆さんに呼びかけをしてお願いをしていることだろうと思うのですが、ただ、現場では、そういうことがまだ見られるということで、業者の方も非常に苦慮しているという現状もございますので、その点はやっぱりもう少し力を入れて、事業者に対するそういうごみ減量化の認識を深めていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、家庭系ごみについて少し伺いします。

1点だけ、毎戸収集、市でも各所にあると思うのですが、平成30年度の段階で毎戸収集をしている地域、そして何地域あるのか。それから、全体の戸数、どのぐらいの戸数があるのか、その辺はわかりますか。

◎環境課長(森岡 欽吾) 毎戸収集の地域ということでございますが、地域としての算出はしておりませんで、そこはつかんでいないという状況なのですが。そして、把握している数字につきましても、ちょっと古い数字で、平成28年3月時点での数字になってしまっていて大変申しわけないのですが、この時点におきましては6,355世帯ということになっておりまして、当時の全世帯7万2797世帯の約8.7%ということになっております。

◎16番(小田桐 慶二委員) この毎戸収集については、さまざまな地域的な理由とか、さまざまあってそういう現状になっているのだと思うのですが、市としては、毎戸収集については今後ど

のようにしていきたいというふうな認識でございましょうか。

◎環境課長(森岡 欽吾) 毎戸収集を今後どうしていくかということでございますが、収集方式の今後の方向性としては、弘前市一般廃棄物処理基本計画の中にも掲載しておりまして、収集効率の向上などを図るため、ステーション方式への移行に努めることとしていただいております。

◎16番(小田桐 慶二委員) そういう意向だということですので、これはやはり収集業者にとっても大変煩雑な作業にもなるし、やはり毎戸収集になると交通渋滞にもつながりかねないということもございますので、ぜひともこの点については、いわゆるごみステーションの収集ボックスについては市の補助等もあるわけですので、その点を各地域に、あるいは町会にさらに呼びかけをして、できるだけ毎戸収集については減らしていくような取り組みをお願いしたいということで終わります。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、外崎委員は都合により議場におりませんので、以上で通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

◎19番(一戸 兼一委員) 1項7目、区分でいくと13節、地域包括ケア検討支援業務委託料で329万円を払っていますけれども、3月から5月の期間のあれでやっていたけれども、どういう内容のものが成果品として上がってきたのでしょうか。

◎地域医療推進室長(佐伯 尚幸) この内容でございましてけれども、地域の傷病等の発生傾向の

分析と重点機能の解明、それから事例等を踏まえました費用の試算など、それから当時附属機関として設置しておりました弘前市地域包括ケア検討委員会における資料作成を委託しておりましたので、その結果を、5月末までの変更契約としましたが、成果品として提出いただいているものです。

◎19番（一戸 兼一委員） ということは、地域包括ケア検討委員会ですか、あれの会議録みたいなものということなのですか。

◎地域医療推進室長（佐伯 尚幸） 業務の支援ということで委託しておりましたので、会議録にとどまらず、先進事例の情報収集もしていただいております。委託当初は中核病院の方向性を示す、決めていくために行った業務委託でありましたので、当時は市長が交代しまして県の提案を見直ししまして、現在のような中核病院の整備方針に改めましたことから、ここで打ち切ったということにして、成果品としましては会議録だけではなく、その他の先進事例とかの情報もいただいているものです。

◎19番（一戸 兼一委員） 途中で市長もかわったわけですが、5月31日までの期日になっていましたので、市長がかわった後もそのまま継続して、そしてこれを5月31日でもって完成させて納めたということになるのですか。

◎地域医療推進室長（佐伯 尚幸） その方針が決まりまして、当初は6月いっぱいまでの委託契約期間でしたが、5月末までとしまして、納めていただいたものです。

◎19番（一戸 兼一委員） ということは、当初から三百二十何万円なのですか、金額も減らした上で変えたということですか。

◎地域医療推進室長（佐伯 尚幸） 当初の契約額は648万円でございます。今おっしゃられましたとおり、329万6084円ということで変更しま

して、契約したものでございます。

◎19番（一戸 兼一委員） 参考に、これは我々がいただいて見ることができるのですか。

◎地域医療推進室長（佐伯 尚幸） 成果品は、資料請求があればお出しできるものです。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） ほかに、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、滄洗会の御質疑ありませんか。

◎14番（松橋 武史委員） 説明書89ページ、不妊治療に対する助成金についてであります。

まずは、特定不妊治療と一般不妊治療、これはどういったものなのか、まず御説明を願いたいと思います。

そして、1の特定不妊治療については136件、これ助成費の総額をお知らせいただきたいと思えます。そして、同様に、2の一般不妊治療の支給件数51件、これは掛ける1万円なのか、その辺も、総額についてお知らせいただきたいと思えます。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） 不妊治療費の助成事業について御説明いたします。

特定不妊治療、一般不妊治療とありますけれども、一般不妊治療というのが人工授精を中心とした治療に対するものであります。それから、特定不妊治療というのが県事業もあるのですけれども、県事業に上乗せをして行っているものでして、体外受精とか顕微授精と、一般不妊治療よりもさらに進んだ治療を行っているというふうな分類がまずあります。

それから、治療の件数等につきましては、特定不妊治療の実人数91人、支給件数は136件、一般

不妊治療につきましては、実人数49人の、支給件数が51件となっております。

◎健康増進課長補佐（村元 広美） それでは、不妊治療の助成事業の金額に関してお答えいたします。

特定不妊治療のほうは金額として1020万501円、一般のほうは83万円となっております。

件数としては、特定のほうは1円から3万7500円の範囲で40件、3万7501円から7万5000円の範囲で68件、7万5001円から15万円の上限額までの範囲で28件となっております。一般のほうは、1万円が19件、2万円が32件となっております。

◎14番（松橋 武史委員） 参考までにお知らせいただきたいのですが、一般治療と言われるものは年に何回ほど治療が必要なものなのか、お知らせいただきたいと思います。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） この回数につきましては、1回から6回というふうに幅があるのですが、おおむねそこまでの間というふうに産科医のほうからは報告を受けております。

◎14番（松橋 武史委員） これら関係者の声をもう少し聞いていただきたい。私に届く声は、もう少し回数に対する助成、今、年に2回というようなお話であります。どうしても子供が欲しいのだという願いがありますので、もう少し広く声を聞いていただいて、形にしていだければと思います。よろしく願い申し上げます。

◎4番（齋藤 豪委員） 説明書の84ページです。街なかカラス対策事業、4款1項4目です。

1項目めの広く市民、事業者、学識経験者等から市のカラス対策に関する意見を集めるために協議会を開催とあります。具体的にどういう意見が出されたのか、お聞かせ願えればと思います。

◎環境課環境保全係長（木村 隆之） カラス対策連絡協議会でどのような意見があったかということですが、そちらにお答えいたします。

その際に、カラス、冬期間なのでですけども、電線によく停留することが多いということで、カラスよけの対策を電力会社に協力依頼をしてほしいということについて、適宜当市でもお願いしております。また、協議会を専門委員会的にして追跡調査等も行うことが必要ではないかということですか、あとGPSを利用した追跡調査とかが可能ではないかということにつきましては、今年度、弘前大学、県、あと当市農政課と共同で実施しております。以上のような意見が出されました。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

2項目めのカラス駆除対策のわなのですけども、337羽捕獲ということで、現在6カ所配置されていて、毎日どれぐらい捕獲されているものですか。

◎環境課環境保全係長（木村 隆之） 箱わなについては6カ所、今も設置してありまして、場所は樋の口、町田、あとは新里、掘越、撫牛子、石川になっております。

捕獲数なのでですけども、時期によってばらつきはございますが、多いときは1日2羽、3羽、1カ所で捕獲されることもあります。特に冬期間、餌が少なくなった時期に捕獲の数がふえる傾向にございます。

◎4番（齋藤 豪委員） お聞きするところによると、カラスというのはすごく学習能力が高くて、同じところにわなを置いたのではなかなか駆除できないという声もありますし、あと、黄色いネットも市内のごみ集積場を見れば、カラスがみずから黄色いネットをくちばしで寄せてから中のごみをつついて散らかしているというような状況も見られます。

こういう学識経験者からの意見等も踏まえて、我々農家にとってもカラスというのはすごい有害

鳥獣ですので、ぜひとも市として取り組みを強化してもらいたいと思います。

あと、続いて、説明書97ページ、衛生費、4款2項2目弘前3・3運動推進事業の具体的な事業内容をお知らせください。

◎環境課長(森岡 欽吾) 弘前3・3運動推進事業でございますが、中身といたしましては、資源ごみの回収の促進を図るため、町会やPTA等の再生資源回収運動に対し報償金を交付ということで、こちらに書かれているものでございまして、各種団体に回収していただいたものに対して報償金を交付しているということでございます。

◎4番(齋藤 豪委員) 小田桐委員も質疑されておられましたけれども、ごみ減量化・資源化啓発広報という観点から、前のページに、95ページです、一般廃棄物(ごみ・古紙類・容器包装)とありますけれども、これらの区分の中で古紙類、容器包装というのは、この資源ごみとはやっぱり違ってくるものですか。

◎環境課主幹(山内 浩弥) 資源ごみとして理解しております。

◎4番(齋藤 豪委員) であれば、これは収集運搬業務委託料として対価が払われているわけですが、市内の、97ページのPTA、その他参加団体が数多く行っている廃品回収事業、これはキロ当たり4円ということで、ぜひとも幾らかの援助も踏まえて増額を要望して終わりたいと思います。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) ほかに、滄洗会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

◎18番(石岡 千鶴子委員) 説明書90ページから91ページにわたりますが、短命県返上をうたった啓発事業が掲載されております。岩木健康増進プロジェクトは、かなり長い年月の間続けられておりますが、その効果と今後の方向性というか、着地点がありましたらお知らせください。

◎健康増進課長(一戸 ひとみ) 岩木健康増進プロジェクトですけれども、今年度、令和元年で15回を迎えます。10年間は、初めは岩木地区ということでありましたけれども、その後弘前大学のほうでCOIの事業としてということで、現在継続して弘前市と協力してやっているところですが、これまでの成果としては、やはりデータを分析していただく中で、岩木地区の部分で運動不足による健康への影響ということが大きいということで、市の健康施策の中にも運動教室というものを取り入れております。当初は市のほうで直接やっていたものを、こちらのほうで育てました健康増進リーダーを活用して、現在はリーダーを中心にやっている、サークルをつくって活動しているようなところです。

この先の着地点といたしましては、これから弘前大学との協議とはなると思うのですが、たくさんのいわゆるビッグデータを解析していただきまして、何とか市のほうにも御提言いただきながら、あらゆる形で市で取り組むことを御提言いただいでやっていきたいと考えております。

◎18番(石岡 千鶴子委員) 自分の健康に関心を持った人たちが健康増進プロジェクトの自分の健診の数値を見て愕然とするのか、将来に対する不安みたいなのを感じながら、そしてその運動をする、健康寿命を延ばすためのさまざまな施策にどうスライドしていくかというのがとても大事

なところだと思うのですけれども、そのところは皆さんで知恵を出し合って、何とか受診された人たちもかなり人数的には多いようですから、そういった方々を日常の健康運動にどうつなげるか知恵を出していただきたいというふうに思うのですが。

ちょっとわからないのですが、健康づくりサポーターと、健康増進リーダーはどういう役割分担、そしてまた、これの資格を取得するためにどのような研修会をすればそれぞれサポーターなり、リーダーなりになれるのか、少し教えてください。それで、健康増進リーダーは現在何人いらっしゃるのかも含めてお願いします。

◎健康増進課長補佐（佐藤 美加） リーダーとサポーターの違いというあたりからお話したいと思います。

健康増進リーダーは、平成24年から29年までの6年間、弘前大学の社会学講座で養成された方々で、健康教養や運動の実技など、約半年間かけて研修を受けてリーダーになっていただいております。現在183名の方が活動しております。

あと、サポーターなのですけれども、サポーターのほうは町会長の推薦や自薦、あとはサポーターからの声かけとかお誘いを受けてなるという方になります。サポーターの人数は、平成31年3月末で330名の方がいらっしゃいます。

研修のところなのですけれども、健康増進リーダーに関しては、リーダー会というものがあって、毎月1回月例会を開いていて、その中で健康づくりに関するテーマを決めて、さらに健康教養を高めたり、あとは運動の実技も兼ねてブラッシュアップを図るというような内容のものを毎月やっております。

サポーターに関しては、市の主催で全体の研修会、合同研修会を年4回ほど実施しております、そのほかに県主催の研修もあるので

も、年2回、それにも参加して学習を深めております。

◎18番（石岡 千鶴子委員） 各教室をのぞきに行くと、どうしても女性の方が多いのかなと。男性の方がなかなか渋るところがありまして、いかに男性を引っ張り出すかというところにもこれからお願いしたいところであります。

この事業は、地面に水がゆっくりゆっくりしみ渡るような状況の中で、やっぱり地道な活動、継続が必要だと私は思っております。そういった意味からも、健康増進リーダー、そしてまたサポーターの方々の活躍、運動というものは欠かせないのかなというふうに思っております。

そういった方々の、日々活動をする上で、課題とか、ここがちょっとネックだからこれできないとか、課題とか要望がどのように寄せられているのか、お伺いします。

◎健康増進課長（一戸 ひとみ） 課題でありますけれども、各団体それぞれ頑張っているのですけれども、やっぱりある程度地区制をもって一緒に協力しながら、もちろん市のほうでも一緒になるのですけれども、やっていかなければいけないという考えと、実際にその団体がそれぞれ横に手をつなぎながらやっていけるかという、地域差が非常に大きくて、やっていけている地域となかなかそこが手を組めない地域というのが市としては大きな課題であると考えています。

もう一つは、どうしても働き盛りの方の健康をきちんとやっていこうという考えはある中で、働き盛りの方が主に職域にいらっしゃる方が多い中で、市の事業自体はどうしても地域性にとりどころが多く、職場で働いている方にいかに働きかけていくか、そのあたりがこれからの課題でありまして、現在、健やか企業等、企業認定は行っていますけれども、新たな方法も検討していかな

ければいけないというふうに考えております。

◎18番(石岡 千鶴子委員) 地道な活動になるかと思いますが、焦らずゆっくり継続していただきたいと思います。御健闘をお祈りいたします。

◎2番(成田 大介委員) 私からは、説明書の86ページ、4款1項6目、一番下段の赤ちゃん電話相談事業についてお聞きいたします。

これは、単純に相談者数が79件というようなことでしか書いていないのですけれども、事業の概要をお知らせください。

◎健康増進課長(一戸 ひとみ) 子育てについては、やはり周りに相談する方がいないとかということで、それに顔を見ないで相談したいという方も結構おまして、赤ちゃん電話相談をスタートしたところ です。

実際、件数としては少しずつ減ってきているというのが実情としてあります。なぜかという、民間を含めいろいろところで相談する場ができてきているということと、SNS等、相談の方法も拡大してきているということがあるかと思えますけれども、この赤ちゃん電話は専門の保健師を相談員として置きまして相談に乗っておりますので、ここの、専門職がいるというところの強みを生かして、やっぱり親身に相談できる場を持っていきたいと考えております。

◎2番(成田 大介委員) そしてこれ、423万8000円ということで、報酬が151万4000円というのはわかるのですが、その他が倍近くあるわけでございますけれども、この辺について何か詳細はわかりますでしょうか。

◎健康増進課長(一戸 ひとみ) 額として423万8000円ということでありましたけれども、報酬のほかに賃金としての支払いということで、まず人件費が一番大きな割合となっております。ほかとしては、専門の電話ということで移設している

お金、それから月々かかる電話代とかがほかにかかっている経費となっております、人件費が多くを割合を占めるというのが現状であります。

◎2番(成田 大介委員) 相談ですから、電話をくれといってもなかなかくれないのでしょうかけれども、どうもこの79件に対してということで考えていくと、ちょっとかなり大きい額ではないかなと思っております。

少子高齢化の時代なので、本当にそういう子供たちは大切にしていかなければいけないのですけれども、この辺のもう少し仕分けをしっかりと明確に、誰が見てもわかるようにしていただきたいのと要望いたします。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) ほかに、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 質疑なしと認め、これをもって、4款衛生費に対する質疑を終結いたします。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 委員及び理事者に申し上げます。暑いときは上着を脱いで結構ですので、よろしくお願いいたします。

次に、5款労働費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長(秋元 哲) 5款労働費の決算について御説明申し上げます。118ページをお開き願います。

118ページから121ページにかけての1項労働諸費は、商工部及び福祉部に係る経費でありまして、予算現額6135万7000円に対しまして、支出済額が5744万6408円で、391万592円の不用額となっております。

以上で5款労働費についての説明を終わります。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 本款に対して

は、質疑通告がありません。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、滄澆会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 質疑なしと認め、これをもって、5款労働費に対する質疑を最終いたします。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、6款農林水産業費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎農林部長（本宮 裕貴） それでは、120ページをお開き願います。6款農林水産業費の決算について御説明申し上げます。

120ページから131ページにかけての1項農業費は、農業の振興等に係る経費でありまして、予算現額21億4812万7239円に対しまして、支出済額が17億8986万2956円、翌年度繰越額が合計2億6998

万8000円で、8827万6283円の不用額となっております。翌年度繰越額は、生産振興総合対策事業及び奈良寛ため池地区小水力発電施設整備事業などに係るものであります。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

125ページをお開き願います。

3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金の5530万2695円は、農業次世代人材投資資金の支出額が見込みを下回ったことなどによるものであります。

次に、130ページをお開き願います。

130ページから133ページにかけての2項林業費は、森林や林道の整備及び維持管理に係る経費でありまして、予算現額8497万9480円に対しまして、支出済額が8341万884円で、156万8596円の不用額となっております。

以上であります。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 本款につきましては、2名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎7番（石山 敬委員） 私からは、6款1項3目、説明書105ページ、中山間地域等対策事業についてお伺いします。

まず、この事業の過去5年程度の実績についてお伺いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 中山間地域等直接支払交付金の5年間の実績ということでお答えいたします。

まず、平成26年度でございますけれども、協定数が79協定ということで、交付金額が9401万2547円でございます。続きまして、平成27年度から平成30年度まで、協定数は全て59協定ということになってございます。平成27年度の交付金額でございますけれども、こちらのほうが6005万1087円です。平成28年度の交付金額でございますが、6035

万82円でございます。平成29年度の交付金額が6096万3570円でございます。平成30年度につきましては、交付金額が6100万3541円となっております。

◎7番（石山 敬委員） この中山間に関係している団体の皆さんの活動というのは、大体主に春から夏にかけて地域の、例えば基盤整備でありますとか、地域の活動をやっているわけなのですが、ちなみに、交付金の支払われる時期、あと、金額的にも1団体当たり結構な額だと思うのですが、何回かに分かれて支払われているのかお伺いします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 支払いの時期でございますけれども、こちらのほうは6月ごろに国・県に対して負担金の交付申請を行ってございます、市から県に対して。6月から9月にかけて交付対象農地の現地確認というのを市のほうで行ってございまして、その後各協定から交付申請を受け付けしてございまして、例年10月から11月ごろということで支払いのほうを行っております。

支払いの回数でございますけれども、年1回でございます。

◎7番（石山 敬委員） 実際の活動の時期と支払われる時期にちょっとずれがあるわけなのですが、ちなみに、中山間の事業費は単年度ごとに、恐らく当年にもらった交付金が翌年度の事業に使われるのかなというふうに予想されるのですけれども、ちなみに、この事業の繰越額の金額について、ある程度の制限というのですか、科目、金額等の制約などはございますでしょうか。

◎農政課長（齊藤 隆之） 繰り越しができるか、また制約があるかということでございますけれども、繰り越しにつきましては、春からの作業費用など用途を明確化して、協定活動に要する費用ということであれば翌年度に交付金を繰り越すことができるという取り扱いになってござい

ます。

繰り越しできる金額、科目等の何か制限があるかということでございますけれども、こちらのほうは特に制限はないということになってございます。

◎8番（木村 隆洋委員） 6款1項3目、説明書の101ページ、農業次世代人材投資事業についてお伺いいたします。

この説明書に昨年度の交付状況が書いてありますが、過去5年間の新規の申請者、また交付者の推移をお知らせください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 農業次世代人材投資事業の過去5年間の申請者及び交付者数の推移ということでございますけれども、平成26年から平成30年度までの5年間ということで、新規の申請者及び交付者数は両方、いずれにつきましても同じでございまして、平成26年度が30人、平成27年度が16人、平成28年度が40人、平成29年度が27人、そして平成30年度16人で、過去5年の計で129人となっております。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、過去5年間に申請された方は全て、認められた方は交付もされているということですが、この交付者の中で離農状況、農業をやめられた方というのはどれぐらいおられるのか、お伺いいたします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 過去5年間の離農の状況ということでございますが、5年間で離農した方は12名となっております。

◎8番（木村 隆洋委員） 実は、この農業次世代人材投資事業、国で予算をつけられているという中で、2018年に約175億3400万円だったものが、今年度、2019年度は154億7000万円で、総額で20億円余り国の予算が減らされているという状況を伺っております。

先般、8月15日付の日本農業新聞においても、全国の自治体で農業次世代人材投資事業が交付で

きなくて自治体が混乱しているという記事も載せられております。例えば、佐賀県とかでは、県内全体で5000万円足りない状況であっても、上期分に関しては県独自に支払いを決定したというような記事もあります。

大変気になるのが、今年度の状況が、もう今は9月ですので、上期等も含めての今年度の市の状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

◎農政課長（齊藤 隆之） 委員おっしゃるとおりで、今年度は20億円というふうな形で国の予算が削られているということで、本市においてもこちらのほうは相当厳しい状態で、要望した額には届かないというふうな形で県のほうから配分を受けているところでございます。

このことから、県自体も予算を相当削られているということで、市町村単位ではどうにもならないというふうな部分もあると思うのですが、県が主体となって、まず県内市町村の配分の中から、どうしてもこの方は確実に交付が必要だという方を厳密に絞るということで、予算必要額というのを再集計というふうなことをしてございます。その再集計をして、それをもう一度市町村のほうに配分するというふうな形になってございます。こういうふうな手続を踏んでも、現在のところ市が要望している要望額には今のところ達していないところでございます。

市といたしましては、新規就農の確保や早期定着というふうなことに向けまして、次世代人材投資事業のほうを活用して支援を継続的、そして安定的に講じていく必要があるというふうに思っているところから、本年、県に対しまして、十分な予算確保について国に働きかけるようにということで、7月に重点要望を出しているところでございます。

◎8番（木村 隆洋委員） この農業次世代人材投資事業に関しては、これまでも議会で他の議員

からも基幹産業である農業の担い手をつくっていくためにもぜひ必要な事業だと、なるべく認めてほしいという、さまざまな議員から要望もあつたようにも認識しております。

そういった中で、こうやって国が減額するというのは非常に残念な思いがあるのですが、先ほど佐賀県の話もさせていただきましたが、岡山県も独自に交付を決定すると。市町村の中では、岐阜県飛騨市では補正予算を組んで、まだ県から開始が決定されていないという状況の中で上期の分の支払いだけでも行おうということで補正予算を組んだというふうにも伺っております。

そういった中では、この次世代人材投資事業に県内で一番弘前が申込者が多数あるといった中では、やはり基幹産業の農業を守っていくためにも新しい方々が参入できるような環境を、なかなか国・県という難しい部分もあるかもわかりませんが、粘り強く、今年度の方がぜひ受けられるように努力していただければと思います。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、さくら未来の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、滄沓会の御質疑ありませんか。

◎4番（齋藤 豪委員） 説明書103ページの6款1項3目の農作業省力化・効率化緊急対策事業費補助金ですけれども、一般質問でも出ておりましたが、非常に要望が多い事業とお聞きしました。今年度、どれぐらい要望件数があつて、どれぐらい採択されたかお知らせください。

◎農政課長（齊藤 隆之） 農作業省力化・効率化緊急対策事業の今年度の要望状況ということでございます。

今年度は、この事業のうち農業機械導入支援事業、こちらのほうにつきましては応募件数が145件ございました。そのうち61件を採択しております。順次補助金を交付しているところでございます。

また、もう一つのほうの集出荷環境整備支援事業のほうにつきましては、応募件数が39件でありまして、そのうち16件を採択してございます。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 齋藤委員に申し上げます。決算でございますので、合わせて、関連する質疑をお願いいたします。

◎4番（齋藤 豪委員） 大変失礼しました。要望が多ということで、いろいろな方から、不採択があったのなら要望があったのだらうと思います。私のところにもありまして、ぜひとも来年度も継続してもらいたいという要望と、もう1点だけ、説明書の106ページ、107ページでございます。有害鳥獣対策事業についてであります。

見ますと、ここの中にアライグマ、ニホンザルは出てくるのですが、熊というのは出てこないのですか。

◎農政課長（齋藤 隆之） 107ページの有害鳥獣対策事業でございますけれども、こちらのほうの事業につきましては、この表の中の有害鳥獣総合緊急対策事業というふうに、事業が書いてあると思われましてけれども、こちらのほうが熊対策の事業ということで実施しているものでございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

猿が37頭捕獲されて、下に、西目屋村の猿に発信器を取りつけていると。こういうことから、猿の個体数というのは、この事業の効果があって減っているものでしょうか、どうでしょうか。

◎農政課長（齋藤 隆之） テレメトリー調査と

いうことで、西目屋村と共同で猿の行動域調査というふうなものと群れの調査を行ってございます。ただ、こちらのほうはやはり全ての猿を調査しているものではないということから、どの程度減っているかというふうな全体的なものは把握できないものでございますけれども、現在、猿を駆除して、こちらのほうで報償金を出している事業がございますけれども、そちらのほうの事業につきましては、微減ではありますけれども減っている状態ということが言えるというふうなところでございます。

◎4番（齋藤 豪委員） ありがとうございます。

委託料がその下にも書いているのですけれども、有害鳥獣の殺処分に伴うものは1万3500円ということで、ハンタークラブもなかなか人がふえないようでもあります。私、現場にいればなかなか、一生懸命やっているのしょうけれども、猿や熊やアライグマの被害がなかなか減らないというのも実情でございます。我々農業者は、損害を大変こうむっているわけですので、さらにここに出ていない電気柵も加えて、今後も事業拡大に取り組んでいただければと思います。

◎14番（松橋 武史委員） 私からは、決算説明書108ページ、招へいバイヤー意見交換会事業についてであります。

この事業の目的、概要でも結構であります。そして、決算額66万3000円でございますが、この内訳をお聞かせ願いたいと思います。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 招へいバイヤーの事業でございます。

この事業の目的といたしましては、りんご関連の商品に関する輸出の可能性について事業者と海外バイヤーによる意見交換等を行いまして、りんごの輸出拡大を促進したいというものでございます。

概要といたしましては、海外バイヤーを招聘しまして、弘前産りんごの生産技術、そしてまた出荷管理の状況でありますとか、加工技術等の視察をしていただきまして、いかに弘前のりんごが安心安全であるという、認知度の向上を目指しまして、輸出促進に向けた意見交換を行っているものであります。

支出の経費の内訳でございますけれども、招聘するに当たっての管理業務の委託料、そしてこちらのほうへいらして歓迎等をいたしまして、その食糧費、そしてそれにかかわる販売促進の資材等で構成しております。また、その移動に際しての車両等の借上げを行っております。

◎14番(松橋 武史委員) こうして弘前市に台湾現地のデパートの役員4名においでいただき、現場を見ていただいたと。

心配されるのが、予算が66万円、4人を、いわゆる接待する、言葉が適当ではありませんが、接待するに当たって持ち出しというのがあってはならないのかなと思っていました。招聘に応えていただいたデパートの幹部4名の持ち出しというのはあったのでしょうか。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 招聘に当たっての食糧費等の持ち出しということですが、我々のほうでは、お越しいただきまして、招聘して当市の魅力であるとかいろいろな場面を想定して、歓迎会というか、意見交換の場を懇談会の場を設けておりますので、その際の食糧費については市の持ち出しで支出してございます。

失礼いたしました。招聘された向こうの方々の持ち出しということですが、渡航費、日本へ入るまでの旅費については招聘される側の持ち出しになってございます。

◎14番(松橋 武史委員) もう一度確認させていただきますが、もう少しわかりやすく、相手側、おいでいただく側のデパートの幹部4人、会

社が出すのでしょうかけれども、この持ち出しがあったのかどうかを伺っております。

◎りんご課長(吉田 秀樹) 申しわけありません。ちょっと表現が適切でなかったです。

海外からいらっしゃる方の持ち出しに関しましては、渡航費、日本に入ってくるまでの旅費、そして国内においての宿泊費について支出いただいております。

◎副委員長(尾崎 寿一委員) ほかに、滄洗会の御質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎副委員長(尾崎 寿一委員) 次に、創和会の御質疑ありませんか。

◎6番(蛭名 正樹委員) 通告外ですが、1点だけ質疑させていただきます。

決算説明書の114ページ、農道等整備事業、6款1項6目。このうち農道整備事業費等補助金3287万8000円、これは決算額ですが、当初予算は幾らであったのか、まずはお聞かせください。

◎農村整備課長(八嶋 範行) この農道整備事業費等補助金の予算額なのですが、予算は3600万円、執行額、決算額は3287万8000円となっております。

内容といたしましては、小規模農道整備事業のもの、あとかんがい排水整備のものと安全施設整備のもの3種類が含まれております。

◎6番(蛭名 正樹委員) 予算額の3600万円に対して決算額が3287万8000円ということで、若干ではありますが予算よりも少ない。私の認識では、この事業に対する要望等が非常にあって、ぜひ農道整備、小規模農道は耕作道路ですが、そういうふうな農道の整備をする要望、あるいはかつて農道整備で整備したものが老朽化して、それに対する補修要望等が非常にあるというふうに私自身も聞いていますし、仲間の委員の方

もそういうふうな要望もされております。

そこで、この予算どりのために賦存量、要は、整備されていない農道がどのくらいあるか、あるいは補修が必要な農道がどのくらいあるか、そういうふうなことを調査されているのか。かつてはやはり管内ごとに、裾野地区とか小友地区とか、いろいろとやっていて、その集計したものを積み上げて、これだけありますというふうなことで賦存量を把握していたつもりでございますが、その辺についてお聞かせください。

◎農村整備課長（八嶋 範行） 賦存量の調査に関してですが、現在は各出張所とかに関係する賦存量の調査に関しては行っておりません。

どういう形で実施しているかといいますと、広報誌等により、今年度でいけば9月の農業ひろさきにまた載せるのですけれども、市の広報等により周知をいたします。周知した中で、相談・要望のあったところについては予算のほうに反映させると。また、冬期間が明けて春、またそういう要望が来たときのものも含めた形で次年度のほうへ、整備のほうを検討してやっているというのが現状になります。

◎6番（蛭名 正樹委員） やはりそれでは、この予算の執行率を見ても、3600万円あったものを三千二百数十万円という執行率で、せっかく要望がありながら来年待ち、再来年待ちの路線があるわけです。そういうふうなことを把握しておれば、早目に、この事業というのは9月ぐらいまでに、やっぱり収穫前に施工を、終わりたいというふうに農家の方たちはほとんどみんな思っていると思うので、予算の執行状況を見ながら、たかが300万円程度しか不用額が出ないからいいだろうというふうなことではなくて、そういう予算の効率的な執行をするためにも、賦存量を把握して、そして補修する賦存量も把握して、ニーズに応えるというふうなことをぜひお願いして終わります。

す。

◎13番（蒔苗 博英委員） 先ほど、張り切って手を挙げたのですけれども、実は隣の松橋委員の関連質疑であります。

説明書の109ページの弘前産りんご台南キャンペーン事業についてであります。

決算額706万7000円の内容ですけれども、3回事業を行っているようであります。派遣職員が、最初は意見交換会で2人、3泊4日、それから2回目は弘前市文化物産フェアですか、これに3人、そしてまた3回目は1月17日から20日、3泊4日で2人と。人の、いわゆる派遣は合計7名というふうな形になるのですけれども、そのほかにもいろいろなことをやっておりますが、706万7000円がかかった内容を御説明願います。

◎りんご課長（吉田 秀樹） この台南キャンペーン事業にかかわる経費の内訳ということでございます。

まず、7月に訪問した際にかかった経費については、現地での管理業務委託、それから渡航した職員の旅費でございます。また、11月におきましては、職員の旅費、そして、またこれも同じく管理業務にかかわる委託料。そして、1月につきましては普通旅費、職員の旅費と管理委託料でございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） ですから、その700万円に至るまでの金額の詳細といいますか、職員の旅費はそんなに大したことないというふうに思いますけれども、委託料が幾らだったものか、その辺のところをお教え願います。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 失礼しました。

7月の渡航に際しての委託料につきましては24万5283円、そして11月についての委託料につきましては476万6258円、そして1月の委託料につきましては49万8420円でございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） 私、質疑する順番

を間違ったようではすけれども。委託料ですけれども、3回にわたって委託料を支払っていると。何に対しての委託料なのか。その辺をわかりやすく御説明願います。

◎りんご課長（吉田 秀樹） まず、7月につきましては、業務委託の中身といたしましては、現地の遠東百貨、また事前打ち合わせ等に絡む現地の随行、またアテンド、並びに打ち合わせの通訳、あと進行管理業務についてでございます。

11月の委託料につきましては、業務内容といたしましては、国内スタッフによります通信でありますとか、またそのイベントについての進行、また打ち合わせ、トータルの管理業務、そしてそれにかかわる実績報告書の作成等でございます。

そして1月につきましては、事前の連絡調整でありますとか、イベント運営の管理であります。また、資料等の翻訳でありますとか、打ち合わせの進行管理、また実施報告書の作成という内容でございます

◎13番（蒔苗 博英委員） 私が聞きたいところは、今までも台南市の遠東百貨にいろいろお世話になりながらりんごの輸出のほうも順調に伸びてきた経緯もあります。また、弘前市のりんごの銘柄といいますか、というのも台湾のほうでもかなり評価されるようになってきたと私は思っております。今回、3万トンほど輸出している、その原動力にもなっているのだと思っております。

私が聞きたいのは、いわゆる2回目に行ったときの476万幾らかの委託料というふうな話、大きいのですよ。ですから、キャンペーンのイベントをやる、いわゆるイベントをやる業者に対しての委託なのか、その辺のところをちょっとはっきり言ってもらいたいです。

◎りんご課長（吉田 秀樹） イベントに直結した契約の内容かというお話だと思いますけれども、11月の際の委託内容等につきましては、結

局、遠東百貨は台湾の全土のほうで行っているのですけれども、そちらにかかわる市長の、市長といいますかトップセールス、またキャンペーン、あとその移動にかかわる行程管理でありますとか、そういったかかわる業務について委託しているものであります。

◎13番（蒔苗 博英委員） 全然わかりません。もっとわかりやすく説明してもらいたいです。今、課長が言った中には、市長の随行旅費も入っているというような話で私は理解しました。そうなのですか。

それで、やはりこのイベントをやるときに、いわゆる我々が知りたいのは、そのイベントのお金を幾ら向こうの業者に払ったのか。払ったのでないとすれば、どのように使われたのかということをお話願います。

◎りんご課長（吉田 秀樹） このキャンペーンでございますが、遠東百貨の御協力を得まして行っております。その中で、当市のほうで持ち出しといいますか、キャンペーンにかかわる部分であります。実際の経費にかかわる部分であります。台南でのキャンペーンについては我々の委託の中である程度仕込みをしております。そのほか、ほかに3市あるのですけれども、台中、板橋、新竹と。ほかの都市につきましては、各店舗のほうで作り込みを上げていまして、市のほうの持ち出しというのは宣伝材料でありますとか、そういったものを出しておりますけれども、経費的なもので申し上げますと、全体の中での行程管理上、そういったものを業務委託をかけているということでございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） あのですね、ちょっと行った人であればわかるかもわからないけれども、我々は全然わかりません。

台南市に行った。それからフェアを開いた。これはわかります。そして、その中で476万円がこ

こでは経費として出ていると。これはわかります。その476万円を、これを委託という経費としてかかっているこの部分を、委託でそれをやったのか、やったとすればどこの業者でやったのか、そして、委託先ですね。そして、私どもが聞いてわかりやすいような答弁をしてもらいたいです。どこどこさ何ぼ、どこどこさ何ぼ、どこどこさ何ぼでいいのです。その辺のところをよろしくお願いします。

◎りんご課長（吉田 秀樹） 経費の中での、476万円の中で、イベントにかかわった経費というのは320万円ほどでございます。それから、契約相手は電通東日本青森営業所でございます。

◎13番（蒔苗 博英委員） 最初からそのように言ってもらえれば非常にありがたかったです。

320万円を電通にイベント料として支払いをしたと。その中で、弘前のねふた披露というのがありますけれども、それをやったということになるわけですか。

◎りんご課長（吉田 秀樹） その経費の中に入っております。

◎13番（蒔苗 博英委員） 質疑をすればわかるのかもしれませんが、書き方として、やはりもうちょっと誤解の出ないような書き方をいただければ非常に助かると思いました。

市の職員が2人、3人、2人というふうな形で合計7人出ておまして、そして、では1人当たり100万円かと、逆にそういうふうな思いをさせていただきますので、ですから、そういうことを、誤解のないような書き方といいますか、いわゆる今言った電通に320万円という部分を入れつつ、説明書のほうに書いていただければ、こんな質疑は出なかったと思います。わかりました。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） ほかに、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 質疑なしと認め、これをもって、6款農林水産業費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長（尾崎 寿一委員） 次に、7款商工費に対する理事者の趣旨説明を求めます。

◎商工部長（秋元 哲） 7款商工費の決算について御説明申し上げます。

132ページから145ページにかけての1項商工費は、商工部、観光部、市民生活部及び岩木総合支所に係る経費でありまして、予算現額25億6132万2000円に対しまして、支出済額が23億4318万1199円で、2億1814万801円の不用額となっております。

それでは、不用額の主なものを申し上げます。

136ページをお開き願います。

2目商工振興費のうち、19節負担金、補助及び交付金の4547万5126円は、小口零細企業特別保証融資制度保証料補助金や事業活性化資金特別保証融資制度保証料補助金などが見込みを下回ったことによるものであります。

同じく、21節貸付金の1億円は、工場・IT整備資金融資制度貸付金の新規貸し付けがなかったことによるものであります。

144ページをお開き願います。

6目観光施設費のうち、15節工事請負費の2964万5875円は、星と森のロマンピア整備工事に係る事業費の確定などによるものであります。

144ページから151ページにかけての2項公園費は、都市整備部及び企画部に係る経費でありまして、予算現額14億2036万3674円に対しまして、支出済額が14億1280万2409円で、756万1265円の不用額となっております。

以上で7款商工費についての説明を終わります。

◎委員長（尾崎 寿一委員） 本款につきましては、4名の質疑通告がございます。順次、会派を指名いたします。

まず、創和会。

◎5番（福士 文敏委員） 私からは、7款1項3目、決算説明書131ページの青函圏4市プロモーション事業についてお聞きしたいと思います。131ページの表の中の上から三つの事業、いわゆるハード面ではなくて、ソフト面的な部分について、まとめてお聞きしたいと思います。

この中に、韓国のブロガー、それから中国のブロガーを呼んで、各情報発信をしてもらうという事業、それから番組の制作、それと3段目として、台湾の、いわゆる旅行会社の招請事業等、三つの事業がありますが、委託料ですので3事業の検証は当然なされているかと思えます。

例えば、ブログの検証とか、それから番組はどういうふうなものであったとか、それから情報発信がどう台湾でなされているかとかというのは、なかなか形として捉えにくいものがあると思えますけれども、検証を実施した中で内容はどうかであったのかという、市の見解をまずお聞きいたします。

それとあわせて、この事業の効果について示していただきたいと思えます。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） 福士委員の質疑に関しましてお答えいたします。

まず、一つ目の青函圏における韓国及び中国メディア・ブロガー等招請業務ですが、この業務は韓国人及び中国人を招請して、当市のほか、函館市、青森市、八戸市の青函圏4市を取材、ブログに掲載していただいたものであります。当市関係では、弘前公園を初め、りんご公園、津軽藩ねぶた村、宿泊先のホテル、飲食店が記事となっております。これらのブログの記事の内容については、業務の成果として確認を行っております。

次に、青函圏におけるアジアへ向けた情報番組制作業務ですが、これはテレビ朝日系列の北海道テレビ放送が取材し制作した「LOVE HOKKAIDO」という番組であります。この番組の中で、函館・弘前編と青森・八戸編の2回、各30分番組として北海道及び青森県、それから上海、台湾において放送されたものであります。

番組で放送された内容のうち、当市関係については土手町の街歩きと三味線酒場のほか、弘前エリアとして白神山地のトレッキングが放送されたものであります。放送内容については、放送されたデータを受けまして確認をしております。台湾及び中国については、それぞれ字幕つきで放送されたということで確認しております。

次に、青函圏における台湾旅行会社等招請業務委託ですが、これに関しましては、台湾の旅行会社4社と旅行雑誌1社からそれぞれ日本の担当者などを招き、青函圏4市を周遊していただき、それぞれの視察先に対する意見を聴取するとともに、旅行商品の造成を働きかけたものであり、その結果として旅行雑誌に記事が掲載されたほか、旅行会社各社で青森及び函館を周遊する旅行商品が造成されました。当市については、弘前公園や藤田記念庭園を含むツアーが企画され、ことし実際に催行されており、7月からの台北からの青森

空港への定期便の効果と合わせ、台湾人観光客の誘客の効果があったものと考えております。

次に、事業の効果ですけれども、ブロガーの招請ですけれども、それぞれの国で多くの読者を持っている影響力のあるブロガーを招請したものであり、ブログの記事や写真を通して当市を含めた青函エリアへの誘客につながったものと考えております。

情報発信番組の制作の効果であります。こちらは、台湾及び中国・上海において知名度の高い「LOVE HOKKAIDO」という番組であり、函館におけるアンケート結果では、台湾人観光客に対し、当番組を見たことがあるかと聞いた問いに半数以上が見たことがあると回答しており、当番組の視聴による効果は大きいものと考えております。

◎5番(福士 文敏委員) 平成30年の委託ということだったので、仮にブロガーあたりであると、委託の契約の中で取り決めになるのか、いついつまでアップしていくのかということとか、放送をいついつまでにやるのか、これを見るとブロガーが来日しているのが、例えば昨年10月からとことしの1月ということで、年度の終わりに近い部分でございますよね。それから、例えば台湾の招請事業も、12月から、去年の末ということで、例えば年度末までにそれをやったらオーケーなのかとか、継続してアップしてもらうとか、放送してもらうとか、そういうふうな取り決めの中身について、ちょっとお知らせ願いますか。

◎国際広域観光課長(石井 啓之) 今の御質疑に関してですが、委託としては年度内の契約ということで、2月28日までの契約ですので、それまでに上げたもの等の成果をいただいております。その成果をもとに国のほうに報告しているものがあります。

◎5番(福士 文敏委員) 2月末までというこ

とであれば、非常に期間が短いということで、もう少し早く事業展開をしていただければ、もっとより効果があったのではないかなと、これは意見として申し上げたいと思います。

それで、例えばこういう事業の継続、今後継続をしていくのかという、方針的なものがあればお知らせ願います。

◎国際広域観光課長(石井 啓之) 今回の青函圏4市プロモーション事業でありますけれども、実施した三つの事業は、事業費の約80%が東北観光復興対策交付金を財源として実施したものであります。大変、誘客等については効果のあるものと考えておりましたので、今年度も引き続き東北観光復興対策交付金を財源としてやりたいということで4市の中で話がありまして、国のほうに要望を上げましたが、今年度につきましては不採択になったものであります。

◎5番(福士 文敏委員) 日韓関係の悪化ということもあるのかどうかわかりませんが、不採択になったということで、平成30年度でこの事業が終わったということは非常に残念なのですが、それ以外に、当市単独でもこういうふうな発信ができるものかどうか、国の補助がなくなったからとか、交付金がなくなったからということだけではなくて、引き続き熱心な情報発信をしていただきたいと思います。

◎8番(木村 隆洋委員) 7款1項2目、説明書の127ページ、空き店舗活用支援事業費補助金についてお伺いいたします。

決算額550万円、まず、当初の予算額、そして執行率、また過去5年間の交付状況についてお伺いいたします。

◎商工労政課長(野呂 智子) 平成30年度の当初予算額は600万円で、5件の利用があり、決算額は550万円、執行率は91.7%となっております。

過去5年間の交付状況でございますが、平成29年度は2件の利用で決算額が170万600円、平成28年度は3件の利用で決算額が343万6300円、平成27年度は11件の利用で決算額が1762万6100円、平成26年度は8件の利用で決算額が1217万9500円、平成25年度は10件の利用で決算額が1475万2200円となっております。

◎8番（木村 隆洋委員） 全体的に、平成30年度はふえていますけれども、減っているなというイメージを持っております。

そういった中で、これまで空き店舗活用支援事業費の補助金を交付された店舗の中で、潰れたという言い方はあれですけれども、廃業の状況はどのようなになっているのでしょうか。

◎商工労政課長（野呂 智子） 本事業費補助金ですけれども、平成22年度からスタートしております。平成30年度までの実績件数は57件となっております。現在も営業を継続しているのは38件、営業開始後、場所を移転して営業を続けているところが3件、残念ながら営業を終了したのが16件となっております。

◎8番（木村 隆洋委員） 57件のうち16件が廃業しているということでした。やはり、こういうものは店舗を出すことよりも、まずよく言われるのは、3年継続するのが非常に難しい。3年いけば5年もつとか、そういうことも言われております。そういった中では、継続的な、新規に出るだけではなくて、彼らが続けていけるような状況も必要のかなというふうにも思っております。

そういった中で、空き店舗というと中心市街地の中で、ことし紀伊國屋書店の閉鎖というのがありました。この紀伊國屋の閉鎖の跡地に関しては市としてどのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたします。

◎商工労政課長（野呂 智子） 旧紀伊國屋店舗ですが、閉店後、所有している民間事業者とは

早々に面談し、情報を共有したところでございます。

また、中心市街地活性化基本計画が計画期間の後半となり、計画に掲載しているハード整備事業の中には完了を迎えたものもあり、来春には弘前れんが倉庫美術館のオープンも控えておりますので、まちの価値が高まるとともに、さらなるにぎわいが創出されることにより、事業者の出店意欲につながることを期待しております。

なお、この店舗は、大規模小売店舗立地法の特例区域に設定されていることから、通常求められている法令上の手続を省略し、スピーディーな出店が可能となっている場所でございます。

民間事業者から問い合わせがあった際には、こうした情報に加え、弘前の空き店舗補助金や空き店舗を活用して出店する際に県の融資制度を利用する場合、市が利子補給や保証料を補助する制度などの有益な情報もあわせて提供し、出店を促したいと考えております。

◎8番（木村 隆洋委員） 今、れんが倉庫のお話もありましたけれども、やはり店舗そのものがないとなかなか人は来ない。魅力がないとなかなか、人が来るから商売をやる、それもあるのでしょうか、やっぱり魅力がある商店街だからこそ人も来るのだと思います。そういった意味では、こういう利活用もぜひ検討していただければと思います。

次に行きます。

7款1項3目、説明書の132ページ、観光コーディネーター活用事業についてお伺いいたします。

決算説明書の中で、コーディネーターの事業の概要に書いてあります、中国、台湾、タイとありますが、このコーディネーターをしている方々はどんな方々なのか。また、継続してやられているのであれば、何年ぐらい継続しているのか、お尋

ねいたします。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） コーディネーターについてお答えいたします。

コーディネーターの委嘱先は、まず中国は、株式会社みちのく銀行で、コーディネーターとしての業務は上海駐在員事務所をお願いしております。こちらは、平成23年10月1日から委嘱しております。今年度で9年目となります。

台湾の委嘱先は、訪日旅行を取り扱う台北市の旅行会社である日遊推廣有限公司で、平成24年6月11日から委嘱しており、今年度で8年目となります。

タイの委嘱先は、バンコクの旅行会社であるタイシンエクスプレスで、平成28年4月1日から委嘱しており、ことしで4年目となります。

◎8番（木村 隆洋委員） 中国が9年、台湾が8年目ということで、長年やられている印象を持っております。

こういった中で、特に台湾に関して、実はこのコーディネーターに関して県のコーディネーターの方もおられるというふうに向っております。市でもこの8年、コーディネーターを委嘱しているという中で、県のコーディネーターもいる。市のコーディネーターもいる。このすみ分けといますか、役割分担に関してはどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） 台湾についてのコーディネーターの件ですけれども、青森県が委嘱している台湾のコーディネーターとのすみ分けですが、県のコーディネーターは青森県全体のPRや誘客を任務とし、県庁の委託を受けて業務を行っております。

当市の観光コーディネーターについては、台湾における当市のPRをしていただいているほか、誘客の方針に係る助言をいただいております。また、当市が台湾の旅行会社を訪問する際の日程調

整や通訳についても依頼しており、県のコーディネーターには依頼できないより細やかな業務を実施していただいているものであります。

◎8番（木村 隆洋委員） 観光関係者の方からのお話で、県のコーディネーターもいる、市のコーディネーターもいる、県のコーディネーターの方々が誘客する際に、実はなかなか弘前に泊まってくれないというお話も聞こえてきます。そういった意味では、県のコーディネーターの方とも、市のコーディネーターは連絡を密にとりいただいで、どうかインバウンドに向けて、市の誘客に力を注いでいただければと思います。

◎副委員長（尾崎 寿一委員） 暫時、休憩いたします。

〔午後 2時54分 休憩〕

〔午後 3時25分 開議〕

◎委員長（工藤 光志委員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎10番（野村 太郎委員） 私からは、7款1項2目、説明書122ページの企業立地推進事業。これについては、説明書では訪問が延べ26回ということでございますけれども、訪問した結果、そしてそれで見えてきた企業誘致に対する課題というものはどういうものかというところを端的にお願いします。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 企業誘致推進事業では、市内に新たな企業を誘致して、雇用の創出を図り、地域の活性化を図るために、幅広く情報の発信を行いながら、企業訪問などを通じて積極的な誘致活動を実施いたしました。

平成30年度は、首都圏や大阪、名古屋などにおいて延べ26回の企業訪問を実施いたしました。結果といたしましては、平成30年度は4件の情報サービス関連産業を誘致認定しております。

課題といたしましては、実際に進出していただ

いた企業からは、勤勉な人材を集めることができるとか、あと、災害時のリスク分散のための立地場所として優位であるというお声をいただいております。一方で、地方進出先として、そのようなすぐれた部分があるにもかかわらず、まだまだちょっと全国的に見て認知度が低いという点が課題であると認識しております。

引き続き、当市の地方進出場所としての優位性を軸に、国や県が主催する地方進出を検討する企業が集まるフェアなどに積極的に参加して情報発信、認知度の向上に努めてまいりたいと考えております。

◎10番（野村 太郎委員） ありがとうございます。時間がないので、順次進めていきたいと思っております。

同じく、次、7款1項2目、説明書125ページ、中心市街地歩行者・自転車通行量調査業務でございます。

これは、中心市街地活性化基本計画のKPI、目標指標の一つと、重要な指標の一つとして設定するということでもありますけれども、平成30年度の調査結果に関してどういうふうに分析して、今後どういうふうに活性化の事業につなげていくのかをお願いします。

◎商工労政課長（野呂 智子） 平成30年度は、6月、8月、11月の各月の金曜日と日曜日の通行量を各1回ずつ計6回、9時から19時までの10時間の通行量を計測いたしました。その結果、通行量は平均で1万6765人となり、これは平成29年度に比べ1,389人の増加、率にして9.0%の増加となっております。

主な要因としましては、平成30年度は全調査日を通して天候が安定していたということが挙げられます。また、11月の調査日においては、弘前城菊と紅葉まつりの終盤の人出の増加に加え、9月に中三弘前店がリニューアルオープンしたことに

より、特に土手町商店街の通行量が増加しており、全体の数値を押し上げたものと考えております。

当市の中心市街地活性化基本計画におきましては、この通行量は目標の達成度合いを図るための指標の一つと位置づけており、増加したのはよいことではあります。中心市街地活性化基本計画の最終年度である令和2年度の目標は2万3000人としておりますので、まだまだ大幅な増加が必要であります。来年4月にオープンした弘前れんが倉庫美術館への来館者を中心市街地へ回遊させるなど、にぎわい創出に寄与する新たな取り組みが必要であると考えております。

◎10番（野村 太郎委員） わかりました。これは調査業務でございますので、それはそれで、今の答弁で了解いたしました。これについて赤煉瓦と関連するということですので、今後は一般質問、あるいは予算等でこれに関しては議論を進めていきたいと思っております。

次に移ります。

7款1項3目、説明書133ページ、さくらでインバウンド推進事業。これは、継続した事業で中国の武漢に行くという事業でありますけれども、これもインバウンドの一環でありますから、これは誘客につながっているのかどうかというところを端的に御答弁願います。平成30年度を見てということであります。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） 武漢市からの誘客につきましては、東湖桜花園で行われる桜祭りでのプロモーションや当市での現地視察ツアーの成果として、武漢市から当市を含む旅行商品の造成につながり、平成29年8月には当市へのツアーが2本催行されたほか、平成30年には約200名の送客がありました。

このツアーは当市のほか、北海道及び東京を周遊する内容で、当市では弘前公園や藤田記念庭園

などを観光し、うち一つのツアーは当市への宿泊を伴うものであります。このように、造成及び催行により中国国内での当市の認知度の向上につながったものと考えておりますので、今後も武漢市政府との交流を継続するとともに、現地旅行会社に対してツアーの造成を働きかけてまいりたいと考えております。

◎10番(野村 太郎委員) わかりました。

一定の成果が上がったということで、今後もそれは継続していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

7款1項3目、説明書142ページ、弘前観光経営推進体制検討事業。これに関しては、この内容を詳しく質疑する前にちょっと確認も含めてなのですが、これは議決したメンバーの一人であるところであまりと恥ずかしい話なのですが、これは平成30年度の当初予算だったか、あるいは補正予算で出た事業なのか、そのところを少し確認のために質疑をいたします。

◎観光課総括主幹(佐藤 大介) こちらのほうは、当初予算になります。

◎10番(野村 太郎委員) わかりました。その上で、また質疑していきたいと思うのですが、説明資料を見ますと、日本版DMOの形成に向けた検討ということで、先進地の視察で大分県と仙台市に、観光地域づくりセミナーというDMOに関することで行ってきたということですが、まずは、大分県と仙台市に行った中で、訪問して何を成果として吸収してきたのか、その点をお願いします。

◎観光課総括主幹(佐藤 大介) 先進地の事例研究として、大分県にある地域連携DMOの一般社団法人豊の国千年ロマン観光圏や宮城県仙台市にある広域連携DMOの一般社団法人東北観光推進機構のほうを当課の職員が訪問しまして、組織

づくりや専門人材の選び方、またはマーケティングの方法などについて情報を提供していただき、それに基づいた意見交換をしてみました。

◎10番(野村 太郎委員) わかりました。

先日、私も一般質問でDMOについて質問しましたけれども、そのときに先進事例としてというふうに聞いたときには、岩手県とかそっちのほうの話が出てきたのですけれども、平成30年度は、今おっしゃった大分県と仙台でそのような意見交換等で情報を得てきた。私が一般質問で質問した他の先進事例というものを含めて、あくまでも平成30年度でいいのですけれども、平成30年度としてDMO形成に向けて何が困難であるのか。今できることがあると思うのですけれども、課題として、弘前がかなり力を入れていかなければならない課題として何があるのか。どういうふうに分析されているのか、その点をお願いします。

◎観光課総括主幹(佐藤 大介) 事業の成果といいますか、訪問してどういうことが得られたかということになりますが、関係者との協議や他地域の事例研究などによりまして、当市の目指すDMOは地域連携DMOを目指すというふうに決定しまして、このDMOでは津軽14市町村をマネジメントエリアとして、DMOがみずから稼ぐというのではなくて、DMOのデータの収集や分析により戦略を練り、主要な観光関係団体や観光事業者、宿泊事業者、交通事業者などの既存組織の活動を生かしつつ、それらを束ねまして、より効果的につなぐことを担う観光人材を育成することといった組織の方向性と役割を定められたことが成果であるというふうに考えておりまして、他地域の事例を視察しまして、我々に不足しているというのは、やはり少子高齢化とか、あと担い手不足とか、そういったものとかがどこでも言われているところでもありますので、そういったところについて、まずは観光人材を育成しようといった

ところを方針として定めたことが成果であるというふうに捉えております。

◎10番(野村 太郎委員) 観光人材を育成しようというのが平成30年度の課題として浮かび上がったということでありまして、では、観光人材の育成というものを今後、平成30年度の課題を踏まえてどういうふうに進めていこうと思っているのか。平成30年度決算ですけれども、最後その点をひとつお聞きしたいと思います。

◎観光課総括主幹(佐藤 大介) 我々が考えます観光人材とは、地域のあるべき姿に対して高い志を持ちまして、観光による集客だけではなく、地域づくりや経済の循環、地域の関係者との合意形成などをリードできる人材であるというふうに考えております。

当DMOでは、このような人材が観光地域づくりのリーダーやコーディネーターとなって各地域で大いに活躍してもらうために、この14市町村の中にどんどん育成していきたいというふうに考えております。そういったところを育成するためには、専門人材ということも必要になってくると思いますので、そういったものは外部からもアドバイスをいただきながら人材育成を図っていきたくて思っております。

◎10番(野村 太郎委員) わかりました。平成30年度決算ですので、これ以上さらに掘り下げることはいたしませんけれども、一般質問でも申しましたし、今、答弁でもありましたけれども、やはり課題として、我々のこの地域のDMOをつくる上での課題というのは結構解決が難しいというよりも、かなりハードルが高いものだと思います。そういう点では、次年度にもう立ち上げるということですので、その課題というものを、困難さというものをしっかり解決できるような制度づくりをしっかりと進めていただきたいと、これは意見として申し添えますのでよろしくお願

いします。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、木揚公明。

◎16番(小田桐 慶二委員) 7款1項3目、説明書139ページの四大まつりのねぶたまつりについて質疑いたします。ねぶたの運行をする側からの視点で少し質疑させていただきます。

説明書を見ますと、弘前ねぶたまつり合同運行安全会議を加えた主催5団体で構成すると。非常に近年、さまざまな事故が発生して、その都度、反省点を踏まえてさまざまなルールづくり、安全対策が講じられてきております。

まず、平成30年度でねぶたを運行するに当たって、合同運行安全会議ですか、各団体からスタッフを出してもらって、運行コースに立っていただいて、そういうきちんとした運行ができるようにするわけですけれども、ルール違反とか、あるいはマナー違反とか、あるいは事故ですとかがあった場合には、いわゆるねぶたの採点に影響するわけですね。減点対象になるということを知っております。

この平成30年度で、そういうルール違反、マナー違反、あるいは事故によって減点された件数、あるいはまたその団体数がどれぐらいあったのか。過去大体二、三年前からの推移、件数が減ってきているのかふえてきているのか、その辺をわかる範囲で、まずお答え願います。

◎観光課長(栗嶋 博美) ねぶた運行における各ねぶた参加団体のルール違反ということでございますが、平成30年度は13件、接触事故等がございました。参考までに令和元年度、今年度は5件ということで推移しております。

◎16番(小田桐 慶二委員) 平成30年度は13件——13団体ということでしょうか。

◎観光課長(栗嶋 博美) 13団体でございます。

◎16番(小田桐 慶二委員) わかりました。

それで、運行する側にしてみれば、毎年ルールとかマナー、あるいは安全運行に関して運行するメンバーに対して、きちんとやっぱり研修なり呼びかけをしながら日々の運行に努めているわけがありますけれども、例えば平成30年度に13件あった指摘事項、ルール違反、マナー違反等が13件あったわけですが、この中で警察の方も立っていらっしゃるというふうに聞いております。警察の方から指摘された件数というのは、この13件のうちのぐらいありますか。把握していますか。

◎観光課長（粟嶋 博美） 13件の内訳でございますが、運行団体において、運行の際に信号機等に接触した場合にみずから申し出てくる場合もございまして、13件のうちで警察から指摘された、それから運行団体でみずから申し出たという内訳は、今のところデータを持ち合わせておりません。申しわけございません。

◎16番（小田桐 慶二委員） わかりました。

なぜこういう疑問をしたかという、警察の方も、いわゆる雑踏警備と言うのでしょうか、そういうことで出動して警備に当たっていただいているわけですが、運行する側からの率直な意見を申し上げさせていただければ、私服で立っているということで、なぜ私服なのだと。運行団体の側からすれば、非常に余り気分のいいものではないというふうな声があります。こういうこともありますので、私服で立っている理由というのは何かあるのでしょうか。むしろきちんと制服を着ていたほうが、ある意味抑止力になるのではないかと私は思うのですが、なぜ私服なのか、その辺をお願いします。

◎観光課長（粟嶋 博美） ねぶたまつりに警備・交通の面で御協力いただいている警察官につきましては、やはり業務内容によって制服を決めていただいていると思います。例えばでございますが、交通規制とか、あと交通誘導の場合は、一

目で警察官とわかるように制服を着用いたしますが、あと事件捜査、それからイベント等による雑踏警備の場合は、制服を着用しないで私服で警備に当たっているということを警察のほうから聞いております。

◎16番（小田桐 慶二委員） いわゆる、ねぶた警備の場合は雑踏警備に当たるといことですね。雑踏警備の場合は私服でやるというふうに警察のほうで、そういった区分けになっているということですね。

それであればわかりましたが、ただ、毎年、これはこういう場で言っているのかどうかわかりませんが、ねぶたを待機場所まで、4時に入るように時間調整しながらねぶたを運行していきます。待機場所に入ったときに、場合によっては情報が入ってきて、あそこに私服の警官がいるぞと、気をつけるよという連絡も来るわけですね。それは情報が入ってくればです。私服ですからわからないわけですよ。そういうこともあって、非常にねぶた団体としてもいろいろ気を使ってやっているということはぜひ御承知おき願いたい。ただ、そういう規程があって私服でいるのであれば、これはしょうがないのですけれども、私服でいるということについては、運行する側にとっては余り気分のいいものではないということは御承知おき願いたいというふうに思います。

それからもう1点、待機場所に行くのが4時前に入ると減点対象になりますね。いろいろ時間を工夫しながら行くわけですが、その待機場所の一般車両の交通規制というのは何時からになっていますか。進入禁止になる時間帯。

◎観光課長（粟嶋 博美） 待機場所の交通規制に関しましては、一応、運行団体が待機場所に入る時間を16時、午後4時ということで警察署のほうに道路使用許可の申請を出しております。その後、運行が開始される19時前の18時30分からは運

行コースに一切の車両を入れないようにということで道路使用許可を得ているところであります。

◎16番(小田桐 慶二委員) 道路使用許可は16時から申請を出しているけれども、実際車の進入を規制するのは18時30分からということですか。これ、16時から規制できないのでしょうか。

もうねぶたが入ってくる時間帯から一般道路の進入規制をするということではできないものですか。

◎観光課長(粟嶋 博美) 16時から全ての車両を規制してしまいますと、土手町コース、それから駅前コースともに交通量が多い場所でございますので、市民生活、あるいは経済活動に支障を来すということで、私どもであれば当面は現状どおりの対応で考えているところでございます。

◎16番(小田桐 慶二委員) 今の答弁はわかります。わかるのですが、ただ、4時から次々と運行団体が入ってくるわけですので、非常に危険な場合もあつたりします。そういうことで、私としては運行団体の方々とも話をすれば、やっぱり同じ時間帯で規制してもらったほうがいいのだけれどもなという御意見もあるということをお伝えしておきます。

それからもう1点、ねぶたに関しては、ねぶたのスタートが19時スタートということで、目標としては21時までには全運行団体がスタートできるようにということで取り組んでいらっしゃるというふう聞いております。

その地域によって、ねぶた団体によって、その後帰りが大変遅くなるという場合も出てきます。市内であればいいのしょうけれども、郊外から来ているねぶた団体であれば、そこからまた帰るのに時間もかかる。私が参加しているねぶた団体であれば、例えば8時過ぎ、8時半とかになれば、ねぶたが戻って、ねぶた小屋に納めて、その後皆さんで一杯やるわけですけれども、10時ぐらいでないと帰ってこれないという場合も多々ある

わけですね。そういうことで、スタート時間を早めるという協議はされたことはあるのでしょうか。

◎観光課長(粟嶋 博美) ねぶたまつりの運行開始を早めるという話は、近年ではございません。

◎16番(小田桐 慶二委員) わかりました。明るいわけですから、なかなか早めるというわけにはいかないでしょうけれども、ただ、帰りのことを考えると、子供たちのことも考えると、少し早目に行きいなというのはみんな思っていることなので、ちょっと質疑させていただきました。

ねぶたに関しては、了解しました。

次に移ります。

次に、7款1項3目、説明書141ページのイベント民泊についてです。

これは、今年度からこの事業が廃止になったというふうにお聞きしております。まず、イベント民泊をスタートして二、三年になるのでしょうか。この間のイベント民泊の実績、さまざまなことがあったかと思えます。この間のイベント民泊についての、これまでやってきた中での総括を踏まえて、どういう理由でこの事業を終えたのか、終わる決断をしたのかということをお聞きしたいと思います。

◎観光課長(粟嶋 博美) 当市におけますイベント民泊の制度につきましては、平成29年度から始まってございます。実績といたしましては、平成29年度、自宅を提供された方、いわゆるホストの方は10件ございまして、実際に宿泊に至った件数が7件、それから宿泊されたゲストの数でございますが、14人、延べで、連泊をされた方もおりますので、合わせますと15泊ということでございます。

平成30年度につきましては、自宅を提供されたホストの数が13人、それで実際に宿泊した受け入

れ件数が11件、それで実際に宿泊されたゲストの数は23人で、連泊された方も含む延べの宿泊者数は22人ということで、平成29年度、平成30年度を合わせますと52人泊というふうなことになってございます。

それから、このイベント民泊の総括でございますが、事業の効果といたしましては、本事業の狙いとして、まつり期間中、宿泊予約がなかなかとれないといった場合の宿泊場所の確保のほか、交流人口の拡大、それから観光消費の増加など滞在型観光の推進に寄与するものでありまして、まず1点目の宿泊場所の確保につきましては、泊まることができない観光客の数は何千人もいると思われまして、とてもそれを満たすことはできませんでしたが、泊まれなかった方が泊まれるようになったということではサービス向上に寄与したと思っております。

次に、2点目の交流人口の拡大につきましては、ホテルなどとの宿泊と違い、ホストの案内でまつりを楽しんだり、パンフレットに載っていない情報や会話など地元ならではのおもてなしができたのではないかと考えております。

それから、3点目の観光消費の拡大につきましては、宿泊することによって食事、土産品、交通費など相応の消費がなされたと考えられますので、総じて全体を総括しますと、一定の効果があったものと考えてございます。

それから、このイベント民泊の事業が終了した理由でございますが、平成30年6月に住宅宿泊事業法、いわゆる民泊新法が施行されまして、県知事に届け出をして受理されますと、青森県の場合、年間180日まで宿泊者を受け入れできる制度が始まり、民泊を希望する方に対応する道ができたものであります。一方、当市のイベント民泊はさくらまつり、ねぷたまつりという期間限定でしか受け入れできない制度でありましたので、平成

30年度をもって終了とさせていただいたところであります。

◎16番（小田桐 慶二委員） ということは、市で取り組んできたイベント民泊は廃止したけれども、民泊新法ですか、これによって今後も取り組むということですね。わかりました。了解でございます。

◎委員長（工藤 光志委員） 以上で、通告による質疑は終了しました。

引き続き、質疑通告をしていない委員の質疑に入ります。順次、会派を指名いたします。

まず、滄沓会の御質疑ありませんか。

◎22番（佐藤 哲委員） 時間の都合もございまして、二つだけ質疑させていただきます。

まずは、説明書の121ページ、物産振興対策事業であります。

この中で、マレーシアの物産展の事業をされてございます。まずわからないのが、りんごとりんご関連商品の販売というふうになっています。商工部、それから農林部、りんごに関するこういう類いのものはどういう区分で、商工部であるとか農林部であるとか、事業の担当を決めているのかというのを伺います。

◎産業育成課長（丸岡 和明） まず、マレーシアの物産展ですけれども、平成30年度フェアにかかった経費は363万8000円です。それから、りんごの関係といたしまして、台湾の物産展もございまして、そちらは……（「そったこと何も聞いてねえでばな。何を聞いたのか。どういう区分でやっているかと聞いているのだよ」と呼ぶ者あり）申しわけありません。

りんごといたしましては、生果ということで農林の6款のほうです。それから、加工品にしましては7款で、うちの課のほうでやっております。

◎22番（佐藤 哲委員） 商社かどこかのコー

ルドチェーンを使って、生果のりんごを持って
いっているわけでしょう。ここさ、りんごとりん
ご関連商品と書いているのだから。だから、この
区分を聞いたのですけれども、まあいいですよ。
時間の関係もあります。

これ、参加事業者が7社ということになってい
ます。これは全て弘前に本社がある会社なのです
か。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 7社全てが弘前
ではございませんで、津軽圏域のものとなっております。

◎22番（佐藤 哲委員） 弘前のお金を使って
やっているのに、弘前の本社以外の会社もあると
いうふうになると、あら、どうしたものかという
ふうになるわけですよ。

これは、りんごとりんごの関連商品を94万円
売っていますけれども、14日間、14日間、2カ所
で延べ28日で行われるわけですがけれども、ここで
当然のように物を持っていかなくてはならないと
いうふうになりますけれども、どういうふうにし
てこれは持っていくわけですか。船便か何かで
どっと、何百箱というふうに持っていくわけです
か。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 船便ということ
でございます。

あと業者は、弘前市物産協会に加盟している業
者ということですよ。

◎22番（佐藤 哲委員） これは物産協会が主
催してやっているわけですか。

◎産業育成課長（丸岡 和明） あくまで市とい
うことでございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 弘前市が主体でやっ
ているとなると、これで94万円の売り上げがあれば1日当たり3万4000円ぐらいということになり
ますけれども、これはこのぐらいの売り上げで妥
当であると考えてやっていらっしゃるんですか。

◎産業育成課長（丸岡 和明） フェアの売り上
げは94万5000円で、平成29年度の売り上げは154
万円あったのですけれども、下がっております。
フェアの会場が違いますので一概に比較はできな
いのですけれども、平成29年度のフェア期間は現
地の春節——中華圏における旧暦の正月、贈り物
を贈る文化があるのですけれども、その後の開催
ということで、消費がちょっと低迷いたしました。

平成30年度に工夫した点は、会場パネル製作や
チラシ作成といった広告宣伝費を見直し、委託料
を削減したり、あと、会場をより多くの裕福層が
利用する高級百貨店に変更したり、あと、フェア
の会場を2会場に変更して、それぞれの期間で実
施するなど工夫をしたのですけれども、売り上げ
は残念ながら消費が低迷いたしました。

◎22番（佐藤 哲委員） マレーシアでやられ
たということは、今こうやって宣伝するというこ
とは、マレーシアは有望なマーケットになりつつ
あると踏んでやっているわけですか。

マレーシアに近々、ここで何億円という数字で
売れる見込みがないのであれば、全く無駄なこと
をやっていらっしゃるというふうに物を考える
わけですがけれども、そういう見込みというのはあ
りますか。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 昨年度から実施
したのですけれども、マレーシアが優良なマー
ケットである理由といたしまして、人口の増加、
今後も人口の増加が見込まれたりとか、あと、G
DPの成長率とか、あと、裕福層が増加傾向にあ
るとか、観光客の多さとか、最初に捉えて行った
わけですがけれども、2年間やってみた結果を踏ま
えて、今後あり方を検討してまいります。

◎22番（佐藤 哲委員） やるなどと言っている
わけではなくて、先を見て、すぐにマーケットに
なりそうなところにできれば早目に投資していた

だきたいということを申し上げておきます。

次に、説明書の131ページが一番下のところです。「JR Tohoku-South Hokkaido Rail Pass」のところであります。

ここに、招請したと書いてありますけれども、これは何カ所か連れていったところを書いていますが、向こうから来た旅行会社がどういう反応を持って帰ったわけですか。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） 韓国とか中国については、紅葉の時期においでいただいて、その紅葉についてはすごくきれいだということで伺っております。

◎22番（佐藤 哲委員） ちゃんと質疑事項を聞かねばまいねじゃ。ここの台湾の、説明書の131ページが一番下のところだよ。青函圏における台湾旅行会社としゃべっているのだ。韓国だの中国を聞いているわけでないんで。ましてや、ここに12月17から21日でしょう。どうやってここに紅葉があるのだ。何でも答えればいいというものでないのだ。

それで、ここの何カ所か連れていったけれども、視察場所に連れていったけれども、これに対して台湾の旅行会社はどういう反応を示していたかと聞いているのですよ。何も難しいことでないでしょう。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） 津軽藩ねぶた村においては、津軽三味線の鑑賞とか、ねぶた館の見学、あとはりんごの土鈴の絵つけ体験をしていただいて、それをお土産にできるということで、大変楽しんだ場所であったということでお伺いしております。

◎22番（佐藤 哲委員） そうですか。

まず、かだれ横丁に行って、こういう雰囲気飲んでいますよとかとやったのでしょけれども。

ここで、スターバックスというのがありますよね。このスターバックスは、これは2カ所ございますけれども、両方に連れて行ってコーヒーを飲ませたわけですか、どうなのですか。

◎国際広域観光課長（石井 啓之） 市役所のすぐ隣のスターバックスにお連れいたしました。こちらが登録有形文化財ということでもありまして、そこでブナコやこぎん刺しを使ったインテリア等も置いてあるということで、それを見て、参加者の中にはそれをお土産にして帰った方がおります。

◎22番（佐藤 哲委員） このスターバックスに幾らの家賃で貸しているわけですか。

◎委員長（工藤 光志委員） 時計をとめてください。

訂正があるそうです。時計をスタートしてください。

◎産業育成課長（丸岡 和明） 先ほどマレーシア物産展の件で、7社全部弘前に本社がないと申し上げましたが、全て弘前に本社があります。訂正させていただきます。申しわけありません。

◎委員長（工藤 光志委員） 再び時計をとめてください。暫時、お待ちください。今、来ますので。

◎財務部長（須郷 雅憲） 御質疑のありましたスターバックスの賃料でございますが、月額13万7324円でございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 商工・観光について、非常に重要な建物のお店だということで、全国的に大分有名なスターバックスになっているわけです。

ちなみに、スターバックスがもう1件ありますけれども、そちらのほうの家賃というのは調べたことがございますか。知らなかったら知らないで結構ですけれども、知っていたらぜひ教えていただきたい。

◎財務部長（須郷 雅憲） 承知してございません。

◎22番（佐藤 哲委員） 市の奥のほうからあの建物を手前のほうに持ってきた時点では、展示場として使うというふうに持ってきた。それが、議会に諮ることもなく、議会で予算もストップさせることもなく、一企業に貸すことが決定されて、しかも極めて安いと私は考えるしかないような家賃でもって、しかも市が用意した駐車場をお客さんが利用できる。これはいいことですよ、市民にとっていいのだから。それから冬期、屋根に雪が積もれば、その屋根の雪、それから駐車場の雪、全てが市の持ち出しとして市民の負担になっている。その借り上げている賃料が13万円となると、確かに観光については非常にいいものであるし、市の文化財としても極めて貴重なものを一企業に低賃料で貸し出しているということ自体も、市としてはどのように踏んでいるのか。

いやいやいや、これは観光に非常に必要な、今ではもう完全に、この店が公園の向かいにあるということで非常に全国的に有名なものになっていますから、ただでも貸さねばまねというふうに踏んでるのならばそれでもいいけれども、この賃料は私は極めて、不当なぐらい安いと思っているのですよ。あの奥から6000万円をかけて持ってきているのですよ。その元を取るといったら、莫大な年数がかかりますよ。これについてどうお考えなのかというのを答弁願いたい。

◎管財課長（工藤 浩） 市役所前のスターバックスについてお答えいたします。

まず、土地・建物の使用料の合計金額ですけれども、年間で166万8168円となっております。こちらのほうの算定根拠というのが行政財産使用料の規則に基づいて算定しております。

◎22番（佐藤 哲委員） スターバックスという会社がこの建物を利用した経緯というのが当時

も全く説明もつけられなかったし、算定基準を今おっしゃいましたけれども、6000万円もかけて奥のほうから持ってきて、元を取るに40年も50年もかかるではないですか、今の数字でいったら。そうすると、算定基準というのは、何、大家が損するためにあるのかということになるではないですか。値打ちがあるものであれば、きちんとそれ相応の金額でもって貸す必要があると。それが市民の貴重な財産を使うという根拠にならなくてはならないのだろうと私は思うのですけれども、それについてはどうお考えになりますか。

◎委員長（工藤 光志委員） 佐藤委員に申し上げます。今、7款の審査ですので、財産管理の貸し出しの根拠とかそういうのは、もう財産管理で終わっていますので……。

◎22番（佐藤 哲委員）（続） 観光に、今こうやって台湾の業者が見に来るぐらい、観光については、それからSNSだとか日経の趣のある喫茶店で、たしか2番になっているのですよ、経済新聞の。それほど、観光については極めて重要な建物であるというふうになっているので、これをお聞きしているのですよ。この款でないといけないことですよ、これは。だからお聞きしているのです。答弁。

◎委員長（工藤 光志委員） ちょっと待ってください。この款は観光のことで、家賃とかそういうものはこの款ではございませんので、観光にどう生かすかということについての質疑については、観光課のほうにお聞きします。

◎観光課長（粟嶋 博美） スターバックス弘前公園前店につきましては、本当に魅力ある観光コンテンツというふうに考えてございます。

◎22番（佐藤 哲委員） 市役所に隣接しているスターバックスのお店を台湾の会社に見せるぐらい重要な建物であるというふうに踏んだから、ここに書かれているわけでしょう。だからこの質

疑をしているのですよ。この家賃が正当であるかどうかと。そのぐらい、安くねば、ここさ置いて、誰も来ませんよと言うのなら、その答えでもいいのですよ。そのぐらい観光については、我々は赤字を出してでもここに喫茶店を置きたいのだという答弁ならそれでもいいのですよ。ただ、私の見解としては、ある程度の家賃は取るべきだろうなというふうに踏んでいるから、関連して聞いているだけの話です。

◎財務部長（須郷 雅憲） 市の基準に従いまして、適切に設定した金額だと認識してごさいます。

◎22番（佐藤 哲委員） 一度、じっくりとお考えください。

◎14番（松橋 武史委員） 私からは、2点お伺いさせていただきたいと思います。

まずは、説明書の146ページの、以前、蒔苗議員が一般質問において取り上げまして大きな効果、成果があらわれたものと思っております。ウソでございます。

弘前公園さくら鳥害対策事業のことをお伺いさせていただきたいと思いますが、括弧書きに前年比で約3割とありますが、裏を読めば7割減ったというふうに読めますが、7割減った理由、原因についてお知らせいただきたいと思っております。

◎公園緑地課長（神 雅昭） ただいまの弘前公園さくら鳥害対策事業、この飛来数が前年の3割を下回ったという件についてお答えいたします。

まずは、平成25年1月から3月、ウソの飛来によってソメイヨシノの花芽が食害されまして、開花期の被害がおおむね3割に及んでいたと。これがその翌年からロケット花火だとか、おもちゃ用のロケット花火でございますけれども、それだとか、限りなく殺傷力の低いソフトエアガンでの威嚇、そのほかに威嚇用のカイト、そういうものを使って12月から3月の4カ月、3人の臨時職員を

採用いたしまして、その追い払いをしてございました。

その結果、今年度の飛来は、ことし1月18日に4羽を初確認してございますけれども、最高でも2月18日に15羽、これは前年度に比べると約3割ほど減ってございます。そういうのである程度効果があつたのではないかと思われまますので、これは引き続き、毎年冬期間、追い払いを進めていきたいと思っております。

◎14番（松橋 武史委員） 今、答弁がありまして、ロケット花火のほかにもソフトエアガン等々で追い払いをしていると。ある一定の効果があらわれてきまして、次の対策としてはこれまで以上のことをしなくてもよいのではないかと思われまます、この事業を継続されると今おっしゃいましたので、同様の事業を同様の予算で続けていくのか、お知らせ願いたいと思っております。

◎公園緑地課長（神 雅昭） そうですね。やはりこれまでの対策の結論としまして、実際のウソの研究者という方がございまして、いろいろ関係するところ、野鳥研究者だとか桜研究機関のほうに聞いておりますけれども、ウソのような小鳥というのは1日食べないと餓死をするということで、かなり食べ物に対しての執着心があるということで聞いておりますので、やはりこういうロケット花火だけではなくて、ロケット花火になれてきますので、そういうのに時々ソフトエアガンだとかタカのカイトだとか、そういうのをミックスして、このまま事業は進めていきたいと思っております。

◎14番（松橋 武史委員） 私が言いたいの、ある一定の効果があらわれて公園からこのような鳥、ウソがいなくなったことが確認できた時点で予算も少し軽減をするような形で事業展開をしていくことが大事だと思っております。

続きまして、説明書147ページの都市公園等整

備事業についてであります。

近年、大きな台風被害等々があります中、心配されるわけではありますが、公園の中にある高くなり過ぎた木、倒れたらこれはどうなるのかなというふうな心配をするような木があるかと思われま。そういった場合、台風や、また倒れる原因としては根腐れ等もあるのでしょうか、こういった理由で木が倒れ、民家等に被害があった場合、この責任についてどのような形で責任を果たすのか、誰が果たすのか、お伺いをさせていただきたいと思ひます。

そして、平成30年度であります、被害、そういった類いの、大きい・小さい含めて、被害についても確認をされているのであれば、御報告を願ひたいと思ひます。

◎公園緑地課長（神 雅昭） ただいまの都市公園等整備事業の中で、公園の中の高木、その辺の倒木による被害についてどう責任をとるのかということでもありますけれども、ふだんから高木に関して枯れ枝とか、結構太い枯れ枝とかもございませけれども、そういうのは随時見ながら緊急性があるものについては高所作業車を使って刈り払いしてございませ。

また、台風とかで被害に遭った場合ですけれども、それについては、緊急を要するものもございませるので、そういうのは早急に撤去するようにしてございませ。

◎14番（松橋 武史委員） もう一度同じ質疑をさせていただきとうございませ。

責任についてであります。公園において管理している高くなり過ぎて危険を感じるような木が自然災害等で倒れた場合、また木の根腐れ等で倒れた場合について、民家の家屋等々に被害を及ぼした場合の責任についてです。これを市がどのように果たすのかを確認させていただきたいと思ひておひます。よろしくおひます。

◎公園緑地課長（神 雅昭） 申しわけございませんでした。これは市で入っている傷害保険のほうで対応することにしてございませ。

◎14番（松橋 武史委員） 今、課長がおひました順次、公園内、公園というのは弘前公園だけではなくです、民家に隣接している公園等々も含めて、今現在危険と思われるような、高くなり過ぎてしまったなと思われるような木というのは存在しないということによろしいでしょうか。

そしてまた、高所作業車において枝払い等々しているというわけでもありますけれども、高所作業車が届く木ばかりなののでしょうか。それ以上の届かない木については、どのような形で処理をしているのかお答えてください。

◎公園緑地課長（神 雅昭） 実際、常に管理はしてございませるので、現時点ではすぐに枯れ枝として落ちるようなそういう高木はございませ。

ただ、高木の中には高所作業車で届かないところも確かにございませ。そういうところで新たに発見した場合は、業者に頼んで、それよりも高さのあるクレーン、そういうものを発注して撤去する計画でございませ。

◎14番（松橋 武史委員） 前例を聞くわけありますが、そういうようなクレーンまで手配をして、高木の枝払いをした例というのはございませすか。

◎公園緑地課長（神 雅昭） かなり昔までさかのぼることはちょっと、私も記憶にないのですけれども、実際クレーンを使って撤去をしたという業務は、ここ4年間の中では倒木した高木以外にはございませ。

◎14番（松橋 武史委員） 私が、高くなり過ぎて木に危険を感じるような木があるというおひは、これまでも耳にしておひます。いま一度、そういった、大きくなり過ぎて木という表現は正し

いかどうかわかりませんが、いま一度近隣の方々に対して、聞き取り調査、確認をしていただきたいと思います。そしてまた、しっかりとその声を形にしていきたいと思います。よろしく願い申し上げます。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、創和会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、木揚公明の御質疑ありませんか。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 何点か質疑したいと思います。

7款1項6目、説明書の144ページです。星と森のロマントピア利用促進事業についてお伺いします。

これは、556万2000円ほど予算が使われていますが、これを見ますと、指定管理者主要スタッフを対象に月2回会議を開催し、増収・増益施策の立案・検討・実施に関するサポートを実施と、受けているということですが、昨年度の回数と、その結果をどのように生かされたのか。

また、これには主要スタッフとありますけれども、何人くらい出席といいますか、参加されているのかお知らせください。

◎観光課長補佐（土岐 康之） ただいま御質疑のありました星と森のロマントピア利用促進事業に関しましての昨年度の会議の開催回数とその結果と、あと会議の出席者ですけれども、順次答えさせていただきます。

会議の開催回数は、昨年9月から月2回のペースで定例会のような形で開催しておりまして、合計で14回開催しております。

その結果になりますけれども、施設職員のほうがロマントピアの部門長クラス以上の、支配人まで入って、幹部職員が入って会議を開催しておりますけれども、それによりまして、施設職員の経

営改善への意識づけが浸透したとともに、会議への関与度、発言量が増加するなど、意識面の変化が見えてきたと思っております。

また、数字的なところですが、昨年の下半期から始まったものですので、すぐに成果は出ないものと考えておりますけれども、上半期に比べまして下半期の売り上げというものが堅調に推移しまして、平成30年度のロマントピアの売り上げとしましては、前年度に比べまして900万円ほど増加いたしております。その結果、収支決算が前年度の1400万円の赤字から約56万円の黒字になっております。

先ほどの人数ですが、大体そういう部門長以上というところで、七、八人の施設職員と、私たち担当課の職員も同席して会議は開催しております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ありがとうございます。

今年度も同じ予算計上がされているようですが、前年度900万円増の56万円黒字と、結果が出ているようですが、今年度も同じ予算計上がされているようだけれども、昨年の結果で、満足なことができなかったのか、そういうのがあるのか。その問題があるとすれば、どういう要因があるのかお聞かせください。

◎観光課長補佐（土岐 康之） ただいまの今年度も継続してやる理由になりますけれども、こういう経営改善というのは、半年だけでがらっと変わるというものではないと考えておりまして、今年度は、昨年度のように増収・増益の立案サポート等に加えまして、各部門長によって料金の見直しをしていくような形の連動性とかつながりを持たせた形で日時管理、毎日そういう売り上げとかも管理しながら予算編成をしていくとか、会議体の見直し等も取り組むということで、限られた時間の中で取り組めるもので取り組んでいるという

ことになります。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） この項目の下のほうには、施設改修計画の再検証に関するサポートを実施ということも書かれております。具体的なサポートの内容は、今と同じようなことでいいのかな。その内容と、あと、市として今後どのように施設改修計画を進めるのかお知らせください。

◎観光課長補佐（土岐 康之） 先ほどと重複してしまいますけれども、今年度に関しましても増収増益のサポートと、プラスアルファで、もっと経営の管理体制、逐一管理して経営状況によった対応策をしていくような、体制を強めていく取り組みを今年度予定しております。

また、今後の整備計画の関係になりますけれども、現在のところ、庁内の関係部署も含めて協議しているところですが、ロマントピアの施設に関しましては、こちら中長期保存計画という設備改修に関する計画がありますが、そちらでいきますと、施設が再来年度の令和3年度に整備から25年目、そしてその5年後には30年目の設備改修時期を迎えますので、そういう設備改修の点も踏まえて検討する必要があります。

また、改修後にロマントピアの経営の健全化というものも目指していかなければならないと考えておりますので、それに向けた運営面をどうするかということも含めて検討していきたいと考えております。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） 今のお話ですと、3年後、さらに5年後ということで、簡単に言えば、5年計画で改修計画を進めるというふうなことで、その規模はとにかく、理解していいわけですか。

◎観光課長補佐（土岐 康之） 今から2年後と、それからの5年後の7年後にそういう中長期保存計画ということで設備面の更新時期が来るの

で、それに対して、計画では25年目で設備を改修するべきですよ、30年目ではこういうものを改修するべきですよという計画が立てられておられて、こちらの計画に沿った設備改修もしていけないと設備面がちゃんと運営できないということなので、リニューアル、改修するに当たって、そちらの設備改修と一緒にやるべきもの、それとは切り離してやっていいものとか、そういうものを検討していくということになります。

◎17番（鶴ヶ谷 慶市委員） ありがとうございました。

私も、ロマントピアのほうは年1回ですけども、利用させていただいている者の一人でございます。非常に環境もいいし、またお世話になるかと思っていますけれども、何せほとんどが畳の部屋なので、特に宿泊の場合なんです。いろいろ、仲間といますか、利用されている方に聞くと、やっぱりベッドがいいと。

たしか、ここに株式会社船井総合研究所で、以前、立派な計画書を出したことがあると思っていましたけれども、ぜひ実現するようにお願いしたいと思います。

また、このことは昨年の市長選で、櫻田市長は相馬地区住民に対して、ロマントピアの整備は必ずやると、私は直接聞いたわけではないのですが、こういうふうに言っているようです。相馬地区の住民、私もそうですけれども、いつやるのか、強い期待感を持っております。

この事業については、市は明確な方針を出すべきだと思います。そういう意見を付して終わります。

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、日本共産党の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、弘新会の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（工藤 光志委員） 次に、さくら未来の御質疑ありませんか。

◎1番（竹内 博之委員） 済みません。通告していなかったのですけれども、先ほど木村委員から質疑のあった中で、説明書の127ページ、7款1項2目空き店舗活用支援事業費補助金について、少し関連で質疑させていただきたいと思いません。

まず、ちょっと気になったのが、中心商店街空き店舗率で明示しているのですけれども、率で明示しても、私はぴんどこなくて、通常であれば空き店舗数で明示すればいいのではないかなということと、それと同時に、事業の本質的な目的というのは空き店舗の活用支援だと思うので、その空き店舗の実数を市のホームページであるとか、いわゆる市民に対して公開して、いわゆる利用促進を図っていくべきだと思うのですが、その点について御答弁をお願いします。

◎商工労政課長（野呂 智子） ただいまの御質疑にお答えします。

空き店舗率がパーセントで表示されておりますけれども、6商店街で、調査対象が374店舗に對しまして、空き店舗率は空き店舗と空き地を足したもので計算しているのですけれども、空き店舗と空き地の計が31件、374件中31件が空き店舗ということで8.3%となっております。

この件数についてホームページ等で公開しているかとのお問い合わせですけれども、これについては公開してございません。

◎1番（竹内 博之委員） 私は、数もそうなのですけれども、どこが空き店舗の活用事業として使えるのかというのは、公開することで利用促進が図られると思うのですけれども、その点について御答弁をお願いします。

◎商工労政課長（野呂 智子） 委員おっしゃる

とおおり、確かに地区ごとにどこに空き店舗、空き地があるかということがわかることによって空き店舗活用が促進されると思っております。

今年度、商工労政課で管理しておりますRing-Oというホームページがあるのですけれども、そちらのほうを今整理しておりまして、中心市街地について特化したホームページに現在リニューアルしておりまして、その中で公開していきたいと考えております。

◎1番（竹内 博之委員） ありがとうございます。

もう一つだけ、済みません。空き店舗活用支援事業費補助金について、ホームページを見たら、主な補助条件に、1日のうち午前9時から午後7時までの間でおおむね3時間以上、かつ原則1週間のうち5日以上営業することが補助条件となっており、この説明書の中においても、中心市街地の空き店舗の解消と小売業・サービス業の振興を図るため店舗改修費の一部を補助と書いてありますよね。この交付実績を見ると飲食業、居酒屋というのが二つあって、これは恐らくどちらも起業に係るものだと思うのですけれども、別に飲食業が入っていてどうのこうのと言うつもりはないのですが、補助の条件を見ると該当しないというか、いわゆるニーズに則した形での事業の実態になっていないのではないかなと思うので、この補助に関しては別に私はすごくいいことだと思うのですが、必要であればそのあたりの修正とかが必要ではないかなと思いますので、一応その点についてももしよければ御答弁をお願いします。

◎商工労政課長（野呂 智子） 補助金の要綱の策定に当たっては、日中の市街地の活性化もある程度目標としておりまして、平日の日中、また時間についても制限をして、ことしは要綱を定めたところであります。実際、利用者の、特に飲食店を開業しようとしている利用者の中からは、なか

なか時間の制限というのが厳しいなという声も聞こえておりますので、利用者の人の声なども聞きながら必要であれば見直していきたいと思っております。

◎15番(今泉 昌一委員) 説明書の120ページ、物産振興対策事業。

まず、これはきのうもシティプロモーションのときに質疑したのですが、いろいろな展示会、見本市に対して費用を支出しておりますが、上の三つ、首都圏を中心とした県外百貨店で行う物産展開催に対する補助、それから、岩木・相馬地区云々、その次の青森県物産観光振興対策協議会が県外で開催する物産展、これらについては実績が記されていない。その下の台湾ですとか、マレーシアですとか、あるいは一つ置いて津軽の食と産業まつりにはきちんと売り上げ実績が記されております。これは、何でこの上の三つには実績が記されていないのでしょうか。

◎産業育成課長(丸岡 和明) 申しわけありません。比較して記載がないということで、単純に記載がなかったものでございます。

◎15番(今泉 昌一委員) 同じ課で資料を提出しているのでしょうか。やっぱり資料は統一しましょうよ。まず、それ一つ。ほかの課にもあるのですけれども、これ。まず、資料を統一していただきたいなど。

その中のマレーシアですよ、マレーシア。先ほど佐藤委員もお話ししていましたが、佐藤委員は口調は厳しいのですが心根が優しいので、私はこれ、はっきり言いますと失敗だと思いますよ。360万円もかけて94万円の売り上げでしょう。去年は、500万円かけて150万円の売り上げで、私は去年、この決算委員会の場でもはっきりと失敗だったとお話ししました。去年の答弁では3年続けるというお話だったのですが、2年続けて、かけた費用の3割も売り上げがなくて、まだ

お続けになるのですか。

◎産業育成課長(丸岡 和明) 去年もお話しいたしましたとおり、当初、3年間として事業予定でございましたが、海外の物産展事業につきましては、例えば他自治体との事業連携などにより、より少ない経費で開催できるように事業方針を見直しました。今年度につきましては、実施をしない方針としております。

◎15番(今泉 昌一委員) それから、その次の地域おこし企業人交流プログラム、この中に主な取り組み、新しい催事等の発掘や販路拡大、魅力ある商品開発等と書いていますが、具体的な成果を教えてください。

◎産業育成課長(丸岡 和明) 実績といたしましては、現状分析を踏まえた改善策、具体的には弘前市立観光館へ看板設置を提案、あと伊藤忠ファミリーフェアへの出店支援とか、あと津軽塗業界の現状分析、改善策の提案などいろいろ御助言いただいております。

◎15番(今泉 昌一委員) 930万円かけているわけですね。商品開発とか販路拡大と書いているのですが、今聞いた話では商品開発、販路拡大には結びついていないというふうに捉えてもよろしいのでしょうか。

私は、守銭奴ではございませんので、例えば教育とか福祉とかですぐ実績、数字を求めたりはしませんけれども、ここに掲げてあるのは、やはり商業・産業政策ですよ。まして物産展とか見本市というのは販売に行っているわけですから、やっぱり商業政策に関してはきちんと数値なり成果をもっと資料にはっきりと載せていただきたい。そして、失敗なら失敗だと、あんでもねこんでもねと、いろいろ商談がまとまったとか、PRになったとかと言うよりも、言いわけもそうですけども、やっぱり失敗は失敗だと認める勇気というのが必要かなと思います。

次に、7款1項3目、説明書の138ページ、おいでよひろさき魅力発信事業の中のコンベンション事業費補助金でございます。

これは、事前に資料をいただきましたら、市の補助金を使って開かれたコンベンションは3件というふうになっていました。これは県の補助もあるのですよね。県の補助も加えて昨年度、弘前市で行われた一定規模以上のコンベンションというのは何件あったのでしょうか。

◎観光課長(粟嶋 博美) 昨年度、市の補助金を使ってのコンベンション開催は3件でございました。それから、県のほうでは、大規模のコンベンションの誘致に係る補助金を出しておりまして、県の助成利用が11件、助成額が合わせて410万円でございます。

◎15番(今泉 昌一委員) そうすると、県の補助、市の補助を合わせて14件のコンベンションが行われたと。

この数値に対してはどのように考え、どのように評価をされておりますか。

◎観光課長(粟嶋 博美) ただいま説明不足もございましたが、県と市、それぞれの助成を利用しなかったコンベンションが9件ございましたので、合わせて23件というふうな数字になってございます。

このコンベンションの補助金によって平成30年度で宿泊等、参加された方の人数でございますが、平成30年度の参加人数は、弘前市に宿泊された方の人数でございますが、まず参加者数が3,726名で、延べの宿泊者数が3,649名となっております。

◎15番(今泉 昌一委員) ですから、その数値に対して市はどのように、つまり、もうマックスだろうということなのか、これはまだまだ可能性があるというふうに考えているのかをお聞きしたい。

◎観光課長(粟嶋 博美) コンベンションの誘致につきましては、市内に宿泊、それから周遊する観光振興、観光消費額の増加といったことで影響が大きいことから、当市の観光事業の一つとして今後も継続していきたいというふうに考えてございます。

◎15番(今泉 昌一委員) 継続してもらわないと困るので、ただ、この数値をどう考えているか。満足しているわけですか。

満足しているかどうかだから、何ぼ資料をめぐって出てこないのですよ。観光課長として、この数字をどう思うかという話なので。

時間もないので言いますけれども、私は弘前大学という県内唯一の国立大学があって、大きな学会が全国でいろいろ行われている中でこの数値は決して満足のいくものではないだろうと。弘前にはもっと、はやりの横文字を使えばポテンシャルというのですか、潜在能力があるだろうと思うのです。先ほどおっしゃったように、通年観光、それもどんとお金が落ちる、日帰りではなくて、宿泊を伴う、飲食を伴う、その他もろもろの裾野の広い観光事業としては、このコンベンション誘致というのはもっともっと力を入れていいと思うので、そのことについては改めて一般質問でまたいたします。

◎委員長(工藤 光志委員) 次に、無所属議員の御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(工藤 光志委員) 質疑なしと認め、これをもって、7款商工費に対する質疑を終結いたします。

◎委員長(工藤 光志委員) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

次の予算決算常任委員会は、明19日午前10時開議といたします。

本日は、これをもって散会いたします。

[午後 4時53分 散会]